

寒河江市公共施設等総合管理計画 個別施設計画

令和 7 年 3 月策定
寒河江市

目 次

第 1 章 個別施設計画策定の背景と目的.....	1
1. 背景と目的	1
2. 計画の位置付け	1
3. 計画の対象施設	2
4. 計画の対象期間	2
第 2 章 公共施設の現状と課題.....	3
第 3 章 計画の基本的な考え方.....	4
1. 取組方針の設定	4
2. 評価に基づく取組方針と目標	9
第 4 章 施設類型別の計画について.....	10
1. 計画の考え方	10
2. 行政・市民文化系施設	10
3. 保健福祉・子育て系施設	19
4. スポーツレクリエーション系施設	27
5. 観光・産業系施設	36
6. 学校教育系施設	44

第1章 個別施設計画策定の背景と目的

1. 背景と目的

本市では、昭和40年代から50年代にかけて、高度経済成長期に人口の増加や車社会の進展、都市化に対応するため、また、市民からの要望に応じて、多くの公共施設等を整備してきました。現在、建築後50年になろうとする時期に入り、建設された公共施設等の老朽化が進み、大規模改修や建替えなどの更新の時期を迎えます。

また、少子高齢化と人口減少が進展する中、子育て政策の充実、持続可能な社会保障・高齢者福祉の構築、自然災害の増加、ライフスタイル・価値観の多様化による市民ニーズの変化など、公共施設等とそれを支える仕組みの新たな対応が求められています。

一方、財政面では、少子化と人口減少に伴う生産年齢人口の減少等により税収が伸び悩む反面、社会福祉関連経費の増大等により、これまで以上に厳しい状況になることが懸念されます。

このため、本市では改修・更新時期を迎える公共施設等を、計画的に更新・効率化・長寿命化等を行う道筋を示すものとして、平成27年度に「寒河江市公共施設等総合管理計画」（以下「総合管理計画」という。）を策定し、令和7年3月に一部改定いたしました。

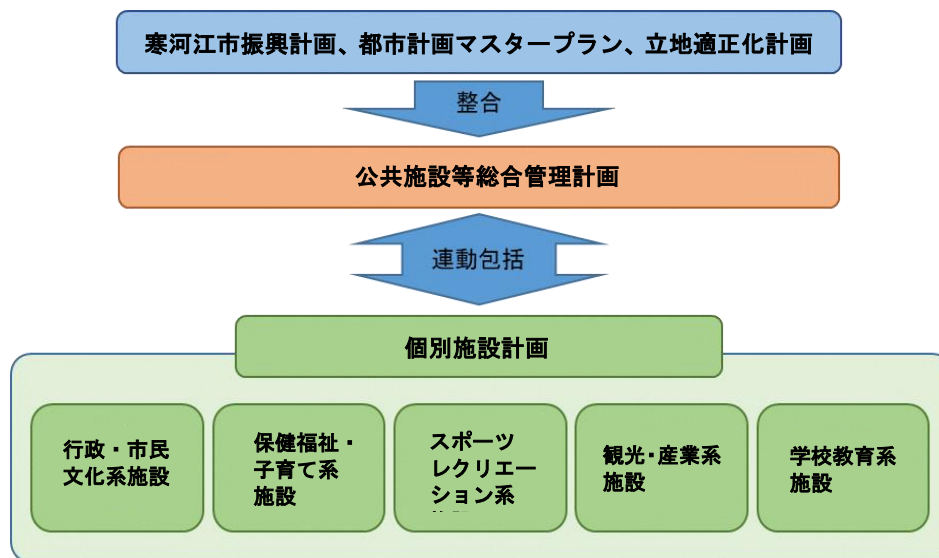
本「個別施設計画」は、「総合管理計画」で定めた基本的考え方や施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を踏まえ、個別施設ごとの改修・更新等の実施計画となるものです。

更なる活気あるまちづくりや市民生活の質の向上を目指し、本計画に基づき将来にわたり真に必要な公共施設サービスを提供し、持続可能な行財政運営を推進してまいります。

2. 計画の位置付け

本市では、国のインフラ長寿命化基本計画に基づき「総合管理計画」を策定しております。本計画は、「総合管理計画」に基づき策定する「個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）」に位置付けられます。

なお、今後のまちづくりの計画となる「寒河江市振興計画」及び「寒河江市都市計画マスタープラン」、「寒河江市立地適正化計画」が策定、改定された場合は、これらの計画内容と整合を図るため必要に応じて計画を改定してまいります。



■ 個別施設計画の位置づけ

3. 計画の対象施設

個別施設計画の対象となる公共施設等は、市が所有する建築物だけでなく、公園や駐車場などの施設も含むものとします。

■対象施設

大分類	中分類	主 な 施 設
行政・市民文化系施設	庁舎等	市庁舎 等
	文化施設	市民文化会館、郷土館、市立図書館、勤労青少年ホーム 等
	集会施設	公民館、柴橋地区コミュニティセンター 等
	消防施設	消防コミュニティハウス、自動車部ポンプ庫
	上下水道	浄化センター、三泉ポンプ場、川原ポンプ場 等
保健福祉・子育て系施設	市営住宅	陵南アパート、ひがし団地、高田団地
	幼保・児童施設	保育所、放課後児童クラブ、屋内型児童遊戯施設 等
	保健福祉	老人福祉センター、総合福祉保健センター 等
	医療施設	市立病院
スポーツレクリエーション系施設	スポーツ施設	市民体育館、市民プール、市民弓道場、市民テニスコート、陸上競技場、野球場、屋内多目的運動場 等
	公園等屋外施設	寒河江公園、二の堰親水公園、最上川寒河江緑地 等
	保養施設	葉山市民荘、市民浴場 等
	レクリエーション施設	いこいの森、田代地区多目的交流館 等
観光・産業系施設	観光施設	チェリーランド、史跡慈恩寺旧境内総合交流施設 等
	産業系施設	中心市街地活性化センター、技術交流プラザ 等
	その他	駐車場、駐輪場、公衆便所 等
学校教育系施設	小学校	寒河江小学校、南部小学校、寒河江中部小学校、柴橋小学校、西根小学校、三泉小学校、高松小学校、醍醐小学校、白岩小学校、旧幸生小学校
	中学校	陵東中学校、陵南中学校、陵西中学校

※等：倉庫などの小規模な付属する建築物があります。

4. 計画の対象期間

個別施設計画の計画期間は、令和7年度から令和36年度までの30年間とし、10年毎に短期・中期・長期、5年毎に前半・後半と定めて、概ねの事業実施時期を設定します。ただし、一部施設において、公共施設等の管理に係る方針（公共施設等総合管理計画改定版）の中で、一部前倒しして適用する場合、短期前半の計画期間を令和6年度から令和11年度までとします。

概ね5年毎に計画の見直しを行ってまいります。社会情勢の変化や財政状況、関連する計画の策定及び改定に合わせ、必要に応じて見直しを図ってまいります。

期 別	短 期		中 期		長 期	
前後半	前半	後半	前半	後半	前半	後半
年 度	令和7年度～ 令和11年度	令和12年度～ 令和16年度	令和17年度～ 令和21年度	令和22年度～ 令和26年度	令和27年度～ 令和31年度	令和32年度～ 令和36年度

第2章 公共施設の現状と課題

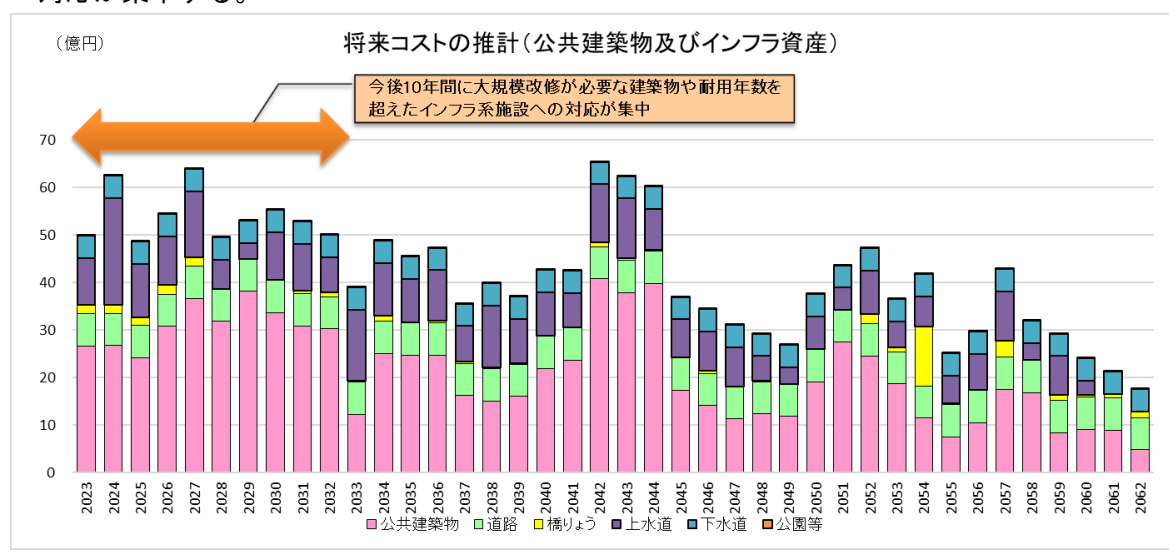
本市の公共施設の維持管理に関する取り組みや市民アンケートによるニーズ等を踏まえ、効率的で効果的な管理による施設の適正化を図り、安心・安全で持続可能な公共施設の維持の実現することを目的とした総合管理計画において、将来的な人口減少、少子高齢化及び公共施設の老朽化の進行等の現状を把握し下記を課題として捉えております。

【現状と課題】

- ①公共施設の多くが、今後数十年間に大規模な改修や更新が必要な時期を迎える。
- ②今後 10 年間に大規模な改修や更新に必要なコストが発生し、コストに対応できる財源に限界が生じてくる。
- ③市全体の人口が減少している一方、公共施設等の数量は維持されており、人口に比較して過剰な状況が進む。
- ④公共施設の利用者数は、利用者・団体の固定化等によりほぼ横ばいで、増加が見込めない。
- ⑤少子高齢化が進む中、公共施設等を利用する市民ニーズも変化しつつあり、不要となる機能、新たに必要となる機能が発生する。

【全体更新費用の推計】（令和4年度推計結果）

計画期間である10年間で建築物系施設の大規模改修やインフラ系施設の更新などへの対応が集中する。



また、現在、市民一人あたりの公共施設床面積は、本市の人口 39,209 人(令和5年10月末現在)で換算すると 4.37 m²/人となり、全国平均 3.89 m²/人(注)を上回る公有施設を保有している状況にあり、公共施設に係る維持管理費は全国と比べて相対的に高い水準にあります。今後、現状の施設規模を維持したままで人口が減少し、寒河江市人口ビジョンによる令和27年度推計値 29,691 人となった場合は 5.76 m²/人と増加し、今と同じように施設を維持していくことが難しくなると思われます。

少子高齢化と人口減少が進展する状況を踏まえ、市民一人あたりの財政負担を健全化するために、公共施設（建築物）の総延床面積を適正化する必要があります。

(注) 全国平均は、総務省の「令和5年度公共施設状況調査」の公有財産延床面積を、総務省の「人口推計（令和5年10月1日現在）」で除する値

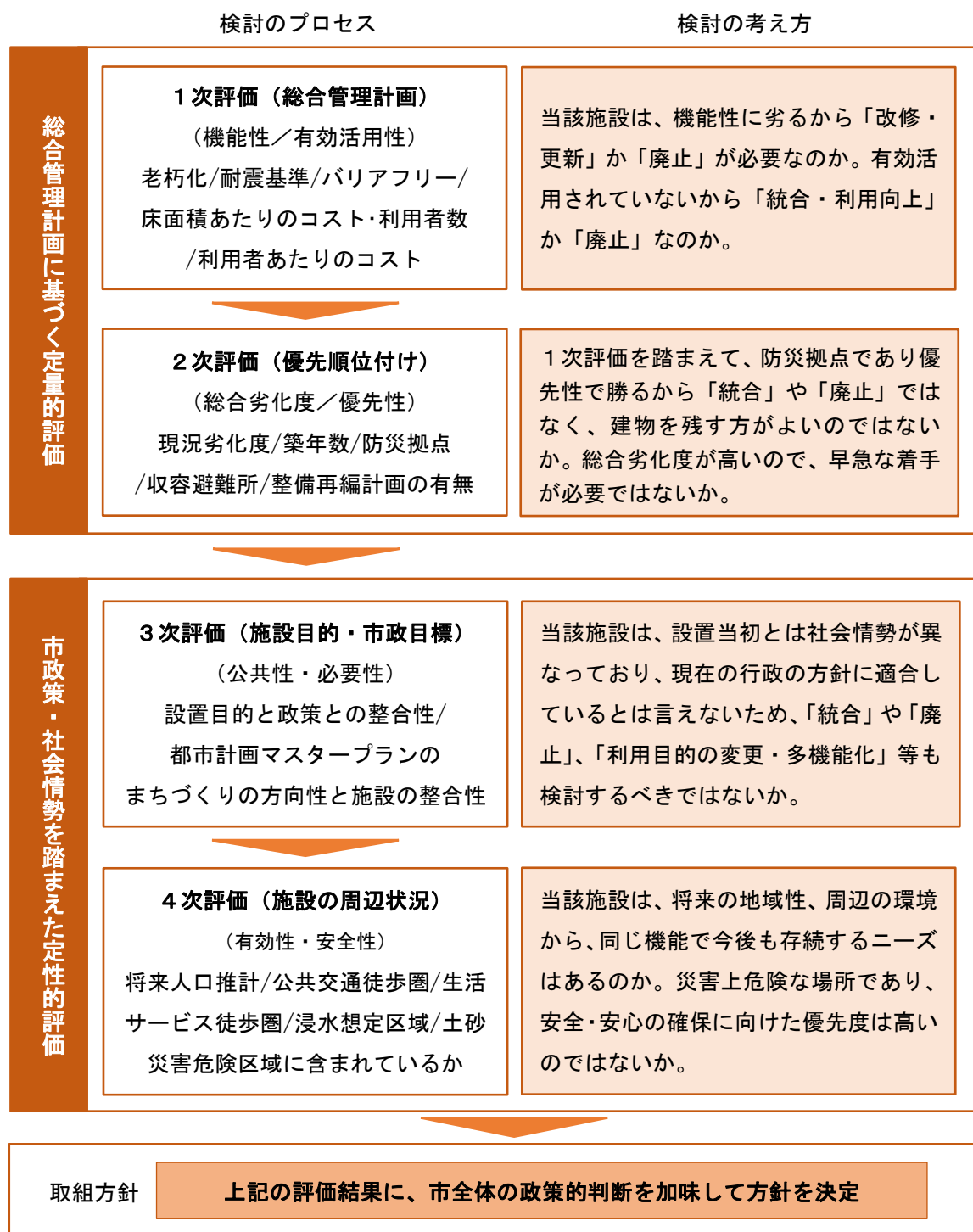
第3章 計画の基本的な考え方

本市の公共施設の課題解決に取り組むための基本的な考え方について、以下の手順により取組方針を検討し施設毎の計画を策定します。

1. 取組方針の設定

1-1. 施設評価の流れ

個別施設計画の作成にあたっては、総合管理計画を踏まえた以下のプロセスにより検討を行いました。



1-2. 評価項目・評価方法

(1) 1次評価（公共施設等総合管理計画での評価）

各施設の「改修・更新」か「廃止」「統合・利用向上」等の方向性について、老朽化、耐震化、バリアフリー化、コスト、稼働状況を基に評価を行います。

<評価項目・評価指標>

評価項目	評価指標	備 考
機能性	老朽化の状況	築 30 年未満・以上、築 50 年以上による判断
	耐震基準への適合	新耐震基準前・後、耐震診断・耐震補強の有無
	バリアフリーへの対応	バリアフリー対応の有無
有効活用性	床面積あたりコスト	延床面積 1 ㎡あたりの支出
	利用者あたりコスト	利用者数あたりの支出
	床面積あたり利用者数	延床面積 1 ㎡あたりの利用者数



<評価の視点>

①機能性「高」・有効活用「高」 ⇒ 維持管理

・施設は有効に活用されており、かつ、施設性能も高いことから、今後も市有施設として維持管理していく施設の候補となる。

②機能性「低」・有効活用「高」 ⇒ 改修・更新

・施設は有効に活用されているが、施設性能は低いことから、施設の改修・更新を検討していく施設の候補となる。

③機能性「高」・有効活用「低」 ⇒ 統合・利用率向上

・施設は有効に活用されていないが、施設性能は高いことから、利用率の向上や他の機能での活用を検討していく施設の候補となる。

④機能性「低」・有効活用「低」 ⇒ 廃止

・施設は有効に活用されておらず、また、施設性能も低いことから施設の廃止を検討していく候補となる。

◆施設機能性と有効活用性に基づく評価



(2) 2次評価（優先順位付け）

1次評価を踏まえ、各施設の対策の優先度について、劣化度・築年数、防災拠点、指定避難所、整備計画の有無から評価を行います。

<評価項目・評価指標>

評価項目	評価指標	備 考
総合劣化度	現況劣化度	各施設担当課で診断した数値
	築年数	建築後の経過年数
優先性	防災拠点	寒河江市地域防災計画
	指定避難所	寒河江市地域防災計画
	整備再編計画	各施設等の整備計画の有無



<評価の視点>

総合劣化度「大」・優先性「高」⇒**優先的な対応**

- ・施設の劣化状況や築後年数から見て老朽化が進んでおり、かつ、地域の防災拠点となっていたり整備計画のある施設は、優先的に対策を行っていく候補となる。

■防災拠点・指定避難所（令和7年3月31日現在）

分 類	施設類型	施 設
防災拠点	行政・市民文化系施設	市庁舎、文化センター※
	保健福祉・子育て系施設	総合福祉保健センター、市立病院
	スポーツ レクリエーション系施設	屋内多目的運動場（救援物資集積拠点）
指定避難所	行政・市民文化系施設	市立図書館、中央公民館、西部地区公民館、南部地区公民館、柴橋地区コミュニティセンター、勤労青少年ホーム
	保健福祉・子育て系施設	しらいわ保育所、なか保育所、にしね保育所、たかまつ保育所、老人福祉センター
	スポーツ レクリエーション系施設	市民体育館
	観光・産業系施設	チェリーランド（さくらんぼ会館）、技術交流プラザ
	学校教育系施設	寒河江小学校、南部小学校、寒河江中部小学校、柴橋小学校、西根小学校、三泉小学校、高松小学校、醍醐小学校、白岩小学校、陵東中学校、陵南中学校、陵西中学校、旧幸生小学校

※文化センター：市民文化会館、中央公民館、東部地区公民館、勤労青少年ホームの総体

(3) 3次評価（施設目的・市政目標）

各施設は、設置当初とは社会情勢が異なっており、現在の行政の方針から乖離している場合があるため、法令・条例等による設置根拠、振興計画や都市計画マスタープランなどの上位計画との整合について評価を行います。

<評価項目・評価指標>

評価項目	評価指標	備 考
公共性・必要性	設置目的と政策との整合性	法令・条例等による設置の義務づけ 振興計画の施策目標の設定の有無
	都市計画マスタープランのまちづくりの方向性と施設の整合性	都市計画マスタープランでの位置づけ（ゾーン）



<評価の視点>

- ①設置の義務づけ「有」 ⇒ **維持管理**
・法令や条例により、設置が義務づけられている施設は、今後も市有施設として維持管理していく施設の候補となる。
- ②振興計画の目標設定「有」 ⇒ **維持管理・改修・更新**
・市の振興計画に目標設定がある施設は、今後も市有施設として目標達成のための維持管理や改修・更新を行う施設の候補となる。
- ③都市計画マスタープランの方向性「適合」 ⇒ **維持管理**
・施設の機能がまちづくりの方向性に適合している施設は、今後も市有施設として維持管理していく施設の候補となる。
- ④都市計画マスタープランの方向性「不適合」 ⇒ **統合・廃止・多機能化**
・設置当初の施設の機能が、今後のまちづくりの方向性から乖離がある施設は、その機能を停止、変更する施設の候補となる。

■主な施設の設置根拠

施 設	設 置 根 拠
市庁舎	地方自治法第4条、寒河江市役所の位置を定める条例
公民館	社会教育法第20条、寒河江市公民館に関する条例
市立図書館	図書館法第2条、寒河江市立図書館に関する条例
総合福祉保健センター	寒河江市総合福祉保健センターの設置及び管理に関する条例
三泉ポンプ場、川原ポンプ場	寒河江市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例
浄化センター	寒河江市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例、 寒河江市下水道条例、下水道法第3条
公営住宅	寒河江市営住宅条例
市民体育館、市民プール、市民弓道場、 市民テニスコート、屋内多目的運動場	寒河江市体育施設に関する条例
中心市街地活性化センター	寒河江市中心市街地活性化センターの設置及び管理に関する条例
チェリーランド	寒河江市チェリーランドに関する条例、寒河江市都市公園条例
柴橋地区コミュニティセンター	寒河江市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例
史跡慈恩寺旧境内総合交流施設	寒河江市史跡慈恩寺旧境内総合交流施設の設置及び管理に関する条例
市民浴場	寒河江市市民浴場に関する条例

(4) 4次評価（施設周辺の状況）

各施設の位置する地域の将来の人口動向や周辺の環境の状況を踏まえたあり方について評価します。

<評価項目・評価指標>

評価項目	評価指標	備 考
有効性	将来人口推計	2015年・2050年の総人口、年齢3区分別人口の増減
	公共交通徒歩圏	鉄道駅 800m圏、バス停 300m圏
	生活サービス徒歩圏	医療機関、福祉施設、スーパー、コンビニの 300m圏
安全性	浸水想定区域	浸水想定区域
	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、土砂災害危険区域



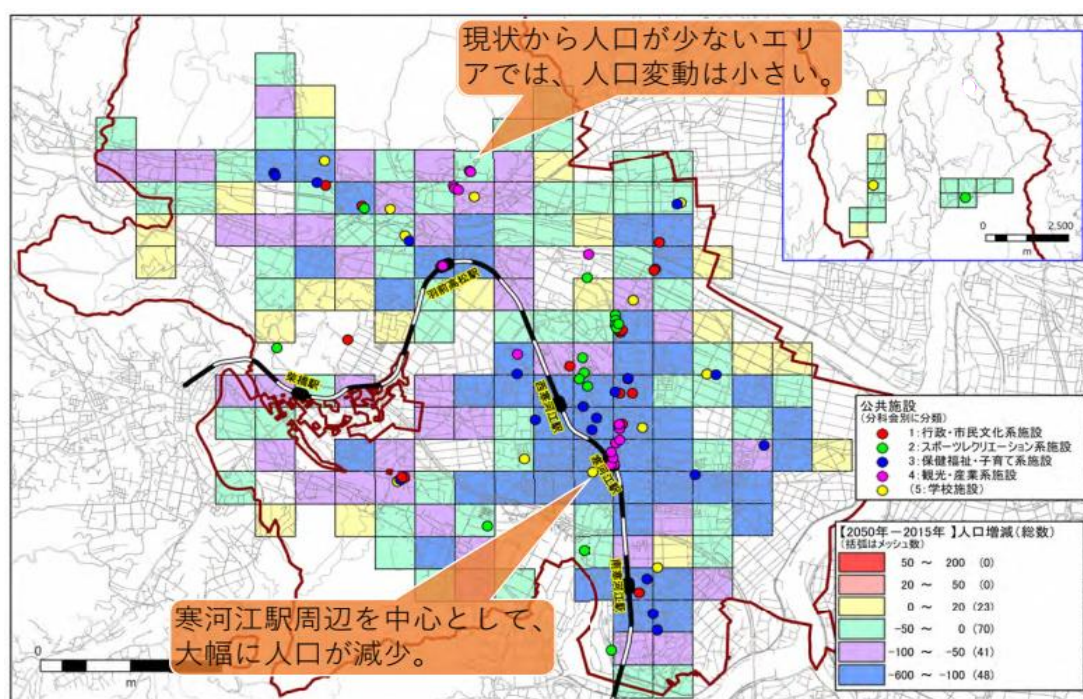
<評価の視点>

①人口の変化 ⇒機能見直し、縮小、廃止

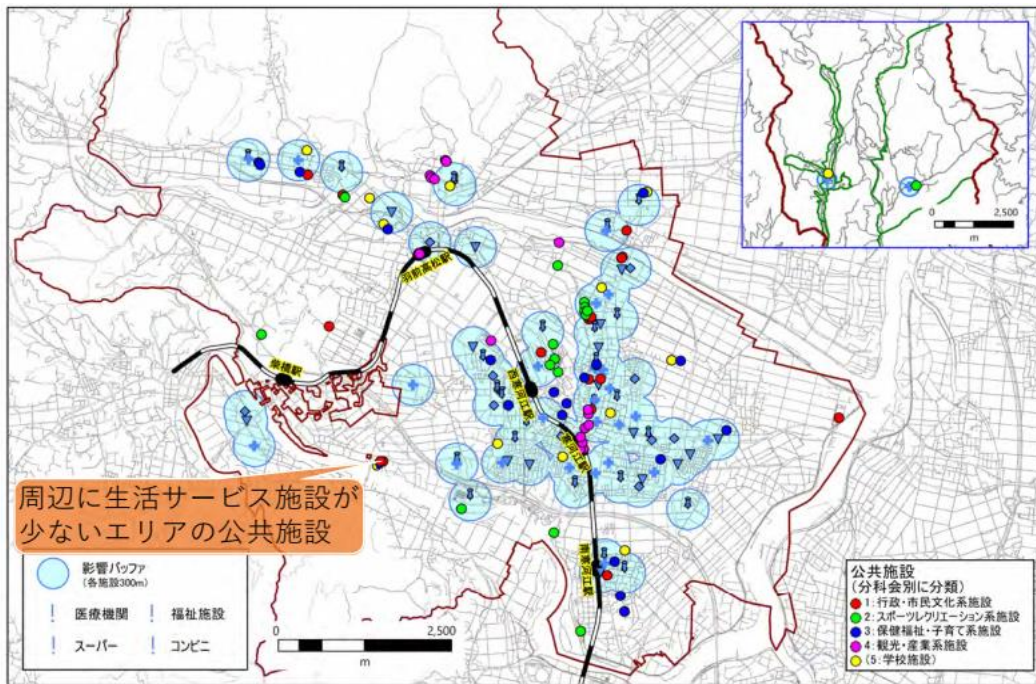
- ・高齢化が進んでいる、子供が多いなど地域の人口構成に基づいた利用者ニーズが変化する地域では、施設の必要性や機能の変更を検討する候補となる。
- ・人口が大きく増減する地域の施設は、機能の拡充や縮小などを行う施設の候補となる。
- ・利便性（交通、生活サービス）の低い地域の施設は、不足するサービス機能の拡充などを行う施設の候補となる。

②災害上危険な場所 ⇒建替、移転

- ・災害上危険な場所にある施設は、安全・安心の確保に向けた施設の改修や移転などを検討する候補となる。



■人口動態・将来推計



■生活サービス施設徒歩圏

2. 評価に基づく取組方針と目標

各施設の評価結果を踏まえ、下記の方針に基づき、公共施設の維持管理を行い、将来的な人口減少に合わせた市全体の公共施設等の総延床面積、維持管理コストの削減を目指します。

公共施設等の維持管理・更新の方針	
維持管理	これまでの維持管理を行いつつ、継続して使っていく施設
改修	老朽化した箇所や耐震化、利用向上のための改修を行いつつ、継続して使っていく施設
建替	老朽化や機能低下が進んだことから、建替を行う施設
統合	他の施設の機能と複合化を行い、利便性の向上を図る施設
縮小	利用は少ないが必要な施設のため、適正な規模に縮小し、効率的な維持管理を行う施設
廃止	利用や老朽化の面から継続の必要性が低いため、廃止する施設
機能変更	施設の活用は可能であるが、機能の必要性が減少しているため、他の施設として活用する施設
民設民営	市として保有はせず、民間によって設置、運営を行う施設

なお、施設の建替、統合、廃止等による跡地利用については、従前の施設機能や地域の要望を踏まえ検討していきます。

第4章 施設類型別の計画について

1. 計画の考え方

各施設における取組方針について、施設別に、機能性、有効性、防災性、根拠、安全について評価し方針を決定し、具体的な時期を定めて計画を策定します。

また、「寒河江市公共施設等総合管理計画」等における人口推計を参考にし、計画を策定するもので、将来的な人口の推移が推計と乖離した場合や、ライフスタイルの多様化による市民ニーズの変化等によっては、適宜見直すこととします。

2. 行政・市民文化系施設

2-1. 各施設の概要とスケジュール

行政・市民文化系施設の短期・中期・長期のスケジュールは以下のとおりとします。

No.	建物施設名	建築年	経過年	延床面積 (㎡)	短期		中期		長期	
					前半	後半	前半	後半	前半	後半
1	市庁舎	昭和42年	57	5,762	維持管理	維持管理	維持管理	建替統合	維持管理	維持管理
2	市民文化会館	昭和49年	50	3,280	維持管理	維持管理	建替	維持管理	維持管理	維持管理
3	郷土館(旧西村山郡役所)	昭和56年	43	629	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理
4	郷土館資料室(旧児童センター)	昭和55年	44	299	維持管理	廃止	—	—	—	—
5	市立図書館	平成3年	33	2,974	維持管理	改修	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理
6	中央公民館	昭和49年	50	2,407	維持管理	維持管理	維持管理	改修又は統合	—	—
7	東部地区公民館	昭和49年	50	0	維持管理	維持管理	維持管理	改修又は統合	—	—
8	勤労青少年ホーム	昭和48年	51	1,166	維持管理	維持管理	維持管理	統合	—	—
9	西部地区公民館	昭和57年	42	862	改修	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	改修又は建替
10	西部地区体育館	昭和58年	41	778	改修	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	改修又は建替
11	南部地区公民館	昭和45年	54	1,060	維持管理	維持管理	建替	維持管理	維持管理	維持管理
12	柴橋地区コミュニティセンター 「この木交流センター」(旧館施設)	昭和58年	41	626	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	建替	維持管理
13	柴橋地区コミュニティセンター 「この木交流センター」(新館施設)	令和2年	4	1,020	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理
14	消防コミュニティハウス(第1分団自動車部ポンプ庫)《寒河江地区》	平成5年	31	101	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理
15	第2分団自動車部ポンプ庫 《南部地区》	昭和60年	39	51	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理
16	第5分団自動車部ポンプ庫 《高松地区》	平成8年	28	85	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理
17	第6分団自動車部ポンプ庫 《白岩地区》	平成19年	17	66	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理
18	浄化センター	昭和58年	41	9,649	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理
19	三泉ポンプ場	昭和49年	50	104	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理
20	川原ポンプ場	昭和57年	42	659	改修・建替	改修・建替	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理

2-2. 施設の方針

行政・市民文化系施設の維持管理・更新等に関する基本的な方針は以下のとおりとします。

NO.1 市庁舎					
建築年	昭和 42 年	経過年数	57 年	延床面積	5,762 m ²
短期 (10 年)		中期 (11～20 年)		長期 (21～30 年)	
前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年
維持管理	維持管理	維持管理	建替統合	維持管理	維持管理
方針	市行政の中心施設であり、市民の安全・安心を守る防災拠点施設でもある。現庁舎については、建設から 50 年を超え、構造体の耐用年数から見ると建替の必要性は高いが、免震工事や老朽化に対応する各種工事等の改修も行っており、現状において早急な建替・改修等が必要な施設となっていない。しかし、今後の人口減少を見据え、総合福祉保健センター等の市庁舎以外にある行政機能の集約によるワンストップサービス化により市民の利便性向上を図るとともに、本市への交流人口の増加及び地域の活性化を図るための中核施設として、建替統合を図る。整備時期については、中期（前半）を目途に、防災機能の強化や他行政機能の集約など、新庁舎建設にあたっての課題等を検討する建設準備委員会（仮称）を立ち上げ、中期後半の建替統合を目指す。				
評価項目	機能性	老朽化に伴う修繕及び施設更新が必要。平成 24・25 年度実施の免震工事により耐震化済。また、令和元年実施の庁舎躯体劣化度診断調査では問題なし。			
	有効性	市他施設と行政機能が分割されているため、ワンストップサービスが不完全。			
	防災性	防災拠点施設			
	根拠	設置の義務付けあり（地方自治法第 4 条） 設置条例あり（寒河江市役所の位置を定める条例）			
	安全性	—			

NO.2 市民文化会館					
建築年	昭和 49 年	経過年数	50 年	延床面積	3,280 m ²
短期 (10 年)		中期 (11～20 年)		長期 (21～30 年)	
前半 5 年 (R6～)	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年
維持管理	維持管理	建替	維持管理	維持管理	維持管理
方針	防災拠点施設に位置付けられているが、施設の劣化が顕在化している。寒河江市文化センター劣化度調査による年度別改修計画に基づき計画的に修繕等を行いながら適切な維持管理を行う。施設整備については、人口規模を考慮した大きさとし、他市類似施設の状況や市他施設機能との複合化等も検討の上、中期前半での建替を図る。				
評価項目	機能性	老朽化に伴う修繕及び施設の更新が必要。			
	有効性	他の市有施設では対応できない施設である。催し物・イベント、文化振興のために欠かせない施設である。有事の際の有効活用が見込まれる。直近では、新型コロナウイルスワクチン接種会場として活用。 利用者数（ワクチン接種利用者を除く） H30：30,226 人 R3：5,502 人 R4：16,977 人 R5：19,451 人			

	防災性	防災拠点施設
	根 拠	市文化施設の中核施設 設置条例あり（寒河江市市民文化会館に関する条例）
	安全性	－

NO.3 郷土館（旧西村山郡役所）					
建築年	昭和 56 年	経過年数	43 年	延床面積	629 ㎡
短期（10 年）		中期（11～20 年）		長期（21～30 年）	
前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年
維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理
方針	県指定有形文化財であり、今後も適切な維持管理を行う。ただし、展示内容等も検討し、施設の有効活用を図る取組みを行う。				
評価項目	機能性	外壁や照明など老朽化に伴い修繕が必要。			
	有効性	来館者が少ない。 来館者数 H30：1,882 人 R3：536 人 R4：1,515 人 R5：838 人			
	防災性	－			
	根 拠	設置条例あり（寒河江市都市公園条例）			
	安全性	－			

NO.4 郷土館資料室（旧児童センター）					
建築年	昭和 55 年	経過年数	44 年	延床面積	299 ㎡
短期（10 年）		中期（11～20 年）		長期（21～30 年）	
前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年
維持管理	廃止	－	－	－	－
方針	児童センターとしての施設であったが、総合福祉保健センター内に移転し、現在は郷土館資料室として利用している。施設は、老朽化が進行している状況である。今後、学校を含めた市施設の再編、統廃合の検討結果により、資料収蔵機能を確保できる場合は機能移転を行い、施設は廃止する。跡地について、隣接する郷土館並びにさくらの丘公園の駐車場として活用する。				
評価項目	機能性	老朽化により修繕が必要。			
	有効性	郷土館の資料室として必要な施設。			
	防災性	－			
	根 拠	－			
	安全性	－			

NO.5 市立図書館					
建築年	平成 3 年	経過年数	33 年	延床面積	2,974 ㎡
短期（10 年）		中期（11～20 年）		長期（21～30 年）	
前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年
維持管理	改修	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理

方針		生涯学習拠点施設であり、適切な維持管理が必要である。施設整備については、今後も維持管理を基本とするが、令和6年度から指定管理者による施設運営を導入しており、更なる施設の有効利用性を高めるため短期後半で改修する。改修にあたっては、市民ニーズに沿った施設のあり方について検討を行う。
評価項目	機能性	老朽化に伴う修繕及び施設の更新が必要。
	有効性	有効活用性が高い。 入館者数 H30 : 109,649 人 R3 : 68,476 人 R4 : 76,736 人 R5 : 91,137 人
	防災性	指定避難所・指定緊急避難場所
	根拠	設置目的あり（図書館法第2条） 設置条例あり（寒河江市立図書館に関する条例）
	安全性	—

NO.6・7 中央公民館・東部地区公民館

建築年	昭和49年	経過年数	50年	延床面積	2,407 m ²
短期（10年）		中期（11～20年）		長期（21～30年）	
前半5年	後半5年	前半5年	後半5年	前半5年	後半5年
維持管理	維持管理	維持管理	改修又は統合	—	—
方針	防災拠点施設、指定避難所・指定緊急避難場所に位置付けられていることから、寒河江市文化センター劣化度調査による年度別改修計画に基づき修繕等を行いながら適切な維持管理を行う。多目的に利用可能な共通設備の整備や研修機能を有する市他施設との複合化等も視野に入れ、施設の有効活用及び利用率向上を図るための検討を行う。施設整備については、施設の老朽化が進行していることから、複合化等による整備を検討している市他施設の状況に合わせて中期後半での改修又は統合を検討する。				
評価項目	機能性	老朽化に伴う修繕及び施設の更新が必要。			
	有効性	各種会議、集会、催し物など市民活動の有効活用性が高い。有事の際の有効活用が見込まれる。直近では、新型コロナウイルスワクチン接種会場として活用。 利用者数（ワクチン接種利用者を除く） H30 : 46,309 人 R3 : 8,001 人 R4 : 32,108 人 R5 : 51,404 人			
	防災性	防災拠点施設 指定避難所・指定緊急避難場所			
	根拠	設置目的あり（社会教育法第20条） 設置条例あり（寒河江市公民館に関する条例）			
	安全性	—			

NO.8 勤労青少年ホーム

建築年	昭和48年	経過年数	51年	延床面積	1,166 m ²
短期（10年）		中期（11～20年）		長期（21～30年）	
前半5年	後半5年	前半5年	後半5年	前半5年	後半5年
維持管理	維持管理	維持管理	統合	—	—

方針		施設の老朽化が進行しており、寒河江市文化センター劣化度調査による年度別改修計画に基づき修繕等を行いながら適切な維持管理を行う。施設の設置目的上、夜間の利用は青少年（35歳未満）の利用に限られているが、利用団体が減少している。施設整備については、複合化等による整備を検討している市他施設の状況に合わせて、中期後半に市他施設との統合も視野に検討を行う。
評価項目	機能性	老朽化に伴う修繕及び施設の更新が必要。
	有効性	各種会議、集会、催し物などでの有効活用性は高い。 現在の利用実態と合わなくなっている。 利用者数 H30：11,037人 R3：6,187人 R4：10,781人 R5：8,983人
	防災性	防災拠点施設 指定避難所・指定緊急避難場所
	根拠	設置条例あり（寒河江市勤労青少年ホーム設置及び管理に関する条例）
	安全性	—

NO.9 西部地区公民館					
建築年	昭和 57 年	経過年数	42 年	延床面積	862 ㎡
短期（10 年）		中期（11～20 年）		長期（21～30 年）	
前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年
改修	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	改修又は建替
方針		指定避難所に位置付けられており、適時、修繕等を行いながら適切な維持管理を行う。施設整備については、浸水対策を考慮した施設の有効活用及び利用率向上に資する公民館機能強化の改修を短期前半で行うことを検討するとともに、老朽化が進行する長期後半においては、施設の現況及び改修費用等を勘案した上で長寿命化改修又は建替を検討する。また、学校施設の統廃合による跡地を利用した移転も含め検討する。			
評価項目	機能性	経年劣化に伴い、施設の改修・更新が必要。			
	有効性	各種会議、集会、催し物など市民活動の有効活用性が高い。 利用者数 H30：7,791人 R3：3,914人 R4：9,903人 R5：12,063人			
	防災性	指定避難所・指定緊急避難場所			
	根拠	設置目的あり（社会教育法第 20 条） 設置条例あり（寒河江市公民館に関する条例）			
	安全性	浸水想定区域			

NO.10 西部地区体育館					
建築年	昭和 58 年	経過年数	41 年	延床面積	778 ㎡
短期（10 年）		中期（11～20 年）		長期（21～30 年）	
前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年
改修	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	改修又は建替
方針		西部地区公民館の施設整備に合わせて、短期前半での改修及び長期後半での長寿命化改修又は建替を検討する。また、学校施設の統廃合による跡地を利用した移転も含め検討する。			

評価項目	機能性	通常の管理で機能性維持が可能。
	有効性	地区の催し物・大会などで使用されており、有効活用性あり。 利用者数 H30 : 8,329 人 R3 : 4,054 人 R4 : 4,960 人 R5 : 6,273 人
	防災性	指定避難所・指定緊急避難場所
	根拠	設置条例あり（寒河江市体育施設に関する条例）
	安全性	浸水想定区域

NO.11 南部地区公民館					
建築年	昭和 45 年	経過年数	54 年	延床面積	1,060 m ²
短期（10 年）		中期（11～20 年）		長期（21～30 年）	
前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年
維持管理	維持管理	建替	維持管理	維持管理	維持管理
方針		指定避難所に位置付けられ適切な施設管理が必要であるが、屋内運動場の老朽化が進行している。このため、適時修繕等を行いながら適切な維持管理を行うものとするが、コミュニティセンターとして新規に建設することも視野に地域と協議検討を進める。施設整備については、中期前半での建替を検討する。			
評価項目	機能性	事務所以外、老朽化に伴う修繕及び更新が必要。体育館が特に老朽化している。			
	有効性	各種会議、集会、催し物など市民活動の有効活用性が高い。 利用者数 H30 : 31,482 人 R3 : 12,706 人 R4 : 17,582 人 R5 : 21,256 人			
	防災性	指定避難所・指定緊急避難場所			
	根拠	設置目的あり（社会教育法第 20 条） 設置条例あり（寒河江市公民館に関する条例）			
	安全性	浸水想定区域			

NO.12 柴橋地区コミュニティセンター「この木交流センター」（旧館施設）					
建築年	昭和 58 年	経過年数	41 年	延床面積	626 m ²
短期（10 年）		中期（11～20 年）		長期（21～30 年）	
前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年
維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	建替	維持管理
方針		柴橋地区公民館として建設された施設で、指定避難所に位置付けられており適切な施設管理が必要であるが、老朽化が進行している。隣接して新館が設置されたことから、修繕等の維持管理を基本とする。ただし、老朽化が進む長期前半においては、同センターの運用状況も勘案しながら、建替等を検討する。			
評価項目	機能性	老朽化に伴う修繕及び施設の更新が必要。			
	有効性	各種会議、集会、催し物など市民活動の有効活用性が高い。 利用者数（柴橋地区コミュニティセンター（新館施設）利用者を含む） H30 : 29,616 人 R3 : 20,920 人 R4 : 19,816 人 R5 : 40,788 人			
	防災性	指定避難所・指定緊急避難場所			
	根拠	設置条例あり（寒河江市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例）			
	安全性	—			

NO.13 柴橋地区コミュニティセンター「この木交流センター」（新館施設）					
建築年	令和2年	経過年数	4年	延床面積	1,020 m ²
短期（10年）		中期（11～20年）		長期（21～30年）	
前半5年	後半5年	前半5年	後半5年	前半5年	後半5年
維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理
方針	令和2年度に新規整備した施設であり、維持管理を基本とする。				
評価項目	機能性	通常の管理で機能性維持が可能。			
	有効性	放課後児童クラブを併設。 利用者数（柴橋地区コミュニティセンター旧館施設利用者数を含む） R3：20,920人 R4：19,816人 R5：40,788人			
	防災性	指定避難所・指定緊急避難場所			
	根拠	設置条例あり（寒河江市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例）			
	安全性	—			

NO.14 消防コミュニティハウス（第1分団自動車部ポンプ庫）《寒河江地区》					
建築年	平成5年	経過年数	31年	延床面積	101 m ²
短期（10年）		中期（11～20年）		長期（21～30年）	
前半5年	後半5年	前半5年	後半5年	前半5年	後半5年
維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理
方針	防災上必要な施設であり、設置義務のある施設であることから、維持管理（適宜更新）を基本とする。				
評価項目	機能性	通常の管理で機能性維持が可能。			
	有効性	消防活動に必要な施設。			
	防災性	—			
	根拠	消防団設置義務あり（消防組織法第18条） 設置規則あり（寒河江市消防団の組織等に関する規則）			
	安全性	—			

NO.15 第2分団自動車部ポンプ庫《南部地区》					
建築年	昭和60年	経過年数	39年	延床面積	51 m ²
短期（10年）		中期（11～20年）		長期（21～30年）	
前半5年	後半5年	前半5年	後半5年	前半5年	後半5年
維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理
方針	防災上必要な施設であり、設置義務のある施設であることから、維持管理（適宜更新）を基本とする。				
評価項目	機能性	通常の管理で機能性維持が可能。			
	有効性	消防活動に必要な施設。			
	防災性	—			
	根拠	消防団設置義務あり（消防組織法第18条） 設置規則あり（寒河江市消防団の組織等に関する規則）			
	安全性	浸水想定区域			

NO.16 第5分団自動車部ポンプ庫《高松地区》					
建築年	平成8年	経過年数	28年	延床面積	85 m ²
短期（10年）		中期（11～20年）		長期（21～30年）	
前半5年	後半5年	前半5年	後半5年	前半5年	後半5年
維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理
方針	防災上必要な施設であり、設置義務のある施設であることから、維持管理（適宜更新）を基本とする。				
評価項目	機能性	通常の管理で機能性維持が可能。			
	有効性	消防活動に必要な施設。			
	防災性	—			
	根拠	消防団設置義務あり（消防組織法第18条） 設置規則あり（寒河江市消防団の組織等に関する規則）			
	安全性	—			

NO.17 第6分団自動車部ポンプ庫《白岩地区》					
建築年	平成19年	経過年数	17年	延床面積	66 m ²
短期（10年）		中期（11～20年）		長期（21～30年）	
前半5年	後半5年	前半5年	後半5年	前半5年	後半5年
維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理
方針	防災上必要な施設であり、設置義務のある施設であることから、維持管理（適宜更新）を基本とする。				
評価項目	機能性	通常の管理で機能性維持が可能。			
	有効性	消防活動に必要な施設。			
	防災性	—			
	根拠	消防団設置義務あり（消防組織法第18条） 設置規則あり（寒河江市消防団の組織等に関する規則）			
	安全性	—			

NO.18 浄化センター					
建築年	昭和58年	経過年数	41年	延床面積	9,649 m ²
短期（10年）		中期（11～20年）		長期（21～30年）	
前半5年	後半5年	前半5年	後半5年	前半5年	後半5年
維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理
方針	下水処理業務を行うにあたっては欠かせない施設であるが、浸水想定区域内に位置しているため、災害時水没の危険性がある。浸水対策については、広域化の状況を踏まえ実施を検討する。施設整備については、下水道ストックマネジメント計画に基づき維持管理及び更新を行う。				
項目評価	機能性	通常の維持管理で機能性維持は可能だが、災害時の対応について検討が必要。			
	有効性	下水道処理業務には欠かせない施設。			

	防災性	—
	根 拠	設置の義務付けあり（下水道法第3条） 設置条例あり（寒河江市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例、 寒河江市下水道条例）
	安全性	浸水想定区域

NO. 19 三泉ポンプ場					
建築年	昭和 49 年	経過年数	50 年	延床面積	104 m ²
短期（10 年）		中期（11～20 年）		長期（21～30 年）	
前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年
維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理
方針		水道事業を行うにあたっては欠かせない施設であるが、浸水想定区域内に位置している。災害時水没の危険性があり、短期（後半）に防護壁の設置等を行う。			
評価項目	機能性	老朽化に伴う修繕及び施設の更新が必要。			
	有効性	水道事業継続のためには必要な施設。			
	防災性	防災拠点施設			
	根 拠	設置の義務付けあり（地方公営企業法第 14 条） 設置条例あり（寒河江市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例）			
	安全性	浸水想定区域			

NO. 20 川原ポンプ場					
建築年	昭和 57 年	経過年数	42 年	延床面積	659 m ²
短期（10 年）		中期（11～20 年）		長期（21～30 年）	
前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年
改修・建替	改修・建替	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理
方針		水道事業を行うにあたっては欠かせない施設であり、浸水想定区域内に位置しているため、災害時水没の危険性がある。新寒河江水道ビジョンに基づき、短期に浸水対策等も考慮に入れた改修及び建替を行う。			
評価項目	機能性	通常の維持管理で機能性維持は可能。			
	有効性	水道事業継続のためには必要な施設。			
	防災性	防災拠点施設			
	根 拠	設置の義務付けあり（地方公営企業法第 14 条） 設置条例あり（寒河江市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例）			
	安全性	浸水想定区域			

3. 保健福祉・子育て系施設

3-1. 各施設の概要とスケジュール

保健福祉・子育て系施設の短期・中期・長期のスケジュールは以下のとおりとします。

No.	建物施設名	建築年	経過年	延床面積 (㎡)	短期		中期		長期	
					前半	後半	前半	後半	前半	後半
1	陵南アパート	令和4年	2	1,954	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理
2	ひがし団地	昭和54年	45	7,091	維持管理	維持管理	維持管理	施設縮小	維持管理	維持管理
3	高田団地	平成4年	32	4,288	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	施設縮小
4	放課後児童クラブ「ねっこクラブ第2」 (旧にしね保育所)	平成29年	7	181	機能変更・改修	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理
5	なか保育所	平成30年	6	1,710	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理
6	なか保育所みいずみ分園	平成4年	32	401	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理
7	しらいわ保育所	昭和55年	44	608	維持管理	統合・建替	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理
8	たかまつ保育所	昭和56年	43	677	維持管理	統合・建替	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理
9	放課後児童クラブ 「第1・第2・第3わんぱくクラブ」	平成26年	10	514	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理
10	老人福祉センター	昭和50年	49	636	廃止検討 (代替検討)	—	—	—	—	—
11	屋内ゲートボール場	昭和63年	36	840	廃止検討 (代替検討)	—	—	—	—	—
12	総合福祉保健センター 「ハートフルセンター」	平成8年	28	6,504	維持管理	維持管理	維持管理	機能統合・改修	維持管理	維持管理
13	市立病院	昭和48年	51	8,857	維持管理	統合・新病院建設	—	—	—	—
14	放課後児童クラブ 「第6・第7わんぱくクラブ」	令和5年	1	300	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理
15	屋内型児童遊戯施設 「CLAAPIN SAGAE(クラッピン サガエ)」	令和6年	0	2,000	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理

3-2. 施設の方針

保健福祉・子育て系施設の維持管理・更新等に関する基本的な方針は以下のとおりとします。

NO.1 陵南アパート					
建築年	令和4年	経過年数	2年	延床面積	1,954 m ²
短期（10年）		中期（11～20年）		長期（21～30年）	
前半5年	後半5年	前半5年	後半5年	前半5年	後半5年
維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理
方針	PFI事業により令和13年度末まで施設整備事業者が維持管理業務を行う。 その後も継続して適切な維持管理を行う。				
評価項目	機能性	通常の管理で機能性維持管理が可能。			
	有効性	入居率が高い。 全戸数：30戸 入居戸数 R4：30戸 R5：29戸			
	防災性	—			
	根拠	公営住宅として公共性あり 設置条例あり（寒河江市営住宅条例）			
	安全性	—			

NO.2 ひがし団地					
建築年	昭和54年	経過年数	45年	延床面積	7,091 m ²
短期（10年）		中期（11～20年）		長期（21～30年）	
前半5年	後半5年	前半5年	後半5年	前半5年	後半5年
維持管理	維持管理	維持管理	施設縮小	維持管理	維持管理
方針	寒河江市公営住宅等長寿命化計画に基づき修繕・改善事業を計画的に実施しており、適時改修を行いながら継続して適切な維持管理を実施していく。施設整備については、中期（後半）において、施設の老朽化の進行等により入居者が減少した場合は、団地戸数を削減し、使用施設の縮小を図る検討を行う。				
評価項目	機能性	老朽化に伴う修繕及び施設の更新が必要だが、平成30年の改修により、機能性を維持している。			
	有効性	入居率が減少傾向にある。 全戸数：96戸 入居戸数 H31：79戸 R3：74戸 R4：69戸 R5：64戸			
	防災性	—			
	根拠	公営住宅として公共性あり 設置条例あり（寒河江市営住宅条例）			
	安全性	浸水想定区域			

NO.3 高田団地					
建築年	平成4年	経過年数	32年	延床面積	4,288 m ²
短期（10年）		中期（11～20年）		長期（21～30年）	
前半5年	後半5年	前半5年	後半5年	前半5年	後半5年
維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	施設縮小

方針		寒河江市公営住宅等長寿命化計画に基づき修繕・改善事業を計画的に実施しており、適時改修を行いながら継続して適切な維持管理を実施していく。施設整備については、長期（後半）において、施設の老朽化の進行等により入居者が減少した場合は、団地戸数を削減し、使用施設の縮小を図る検討を行う。
評価項目	機能性	通常の管理で機能性維持が可能。
	有効性	入居率が減少傾向にある。 全戸数：56戸 入居戸数 H31：43戸 R3：44戸 R4：41戸 R5：40戸
	防災性	—
	根拠	公営住宅として公共性あり 設置条例あり（寒河江市営住宅条例）
	安全性	浸水想定区域

NO.4 放課後児童クラブ「ねっこクラブ第2」（旧にしね保育所）

建築年	平成 29 年	経過年数	7 年	延床面積	181 m ²
短期（10 年）		中期（11～20 年）		長期（21～30 年）	
前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年
機能変更・改修	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理
方針	民間施設で開設している放課後児童クラブ「ねっこクラブ第2」を旧にしね保育所園舎（一部解体。機能変更・改修）へ移転して活用していく。適宜、修繕等を行いながら維持管理を基本とし、今後、施設の利用状況の変化により、改修等が必要となった場合は検討を行い対応する。				
評価項目	機能性	増築部を改修して機能変更。通常の管理で機能性維持が可能。			
	有効性	定員数（30 人）を下回る利用者があり。			
	防災性	指定避難所・指定緊急避難場所			
	根拠	学童保育施設として公共性あり。			
	安全性	浸水想定区域			

NO.5 なか保育所

建築年	平成 30 年	経過年数	6 年	延床面積	1,710 m ²
短期（10 年）		中期（11～20 年）		長期（21～30 年）	
前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年
維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理
方針	指定避難所であり、市の基幹保育所として適切な維持管理が必要である。平成 30 年度に移転新築した施設であり、適切な維持管理を継続していく。				
評価項目	機能性	通常の管理で機能性維持が可能。			
	有効性	入所定員数を超える利用あり。 入所定員数：160 人 入所者数 R3：163 人 R4：166 人 R5：170 人			
	防災性	指定避難所・指定緊急避難場所			
	根拠	保育所として公共性あり 設置条例あり（寒河江市立保育所設置条例）			
	安全性	—			

NO.6 なか保育所みいずみ分園

建築年	平成 4 年	経過年数	32 年	延床面積	401 m ²
短期 (10 年)		中期 (11～20 年)		長期 (21～30 年)	
前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年
維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理
方針	施設は今後も継続した利用が可能であるが、施設周辺が浸水想定区域に位置付けられている。現在、入所定員数を満たしていない状況が続いており、今後の出生数及び保育需要の動向を見極め、入所定員数の見直しを検討する。				
評価項目	機能性	通常の管理で機能性維持が可能。			
	有効性	入所定員数に達していない。 入所定員数：40 人 入所者数 R3：35 人 R4：35 人 R5：34 人			
	防災性	－			
	根 拠	保育所として公共性あり 設置条例あり（寒河江市立保育所設置条例）			
	安全性	－			

NO.7 しらいわ保育所					
建築年	昭和 55 年	経過年数	44 年	延床面積	608 m ²
短期 (10 年)		中期 (11～20 年)		長期 (21～30 年)	
前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年
維持管理	統合・建替	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理
方針	指定避難所に位置付けられており適切な施設管理が必要であるが、施設の老朽化が進んでおり保育環境の改善が必要である。現在、入所定員数を満たしていない状況であり、今後の出生数及び保育需要の動向を見極め入所定員数の見直し及び施設の立地性・建物の老朽化度などを考慮し、たかまつ保育所と統合し建替を検討する。				
評価項目	機能性	老朽化に伴う修繕及び施設の更新が必要。			
	有効性	入所定員数に達していない。 入所定員数：90 人 入所者数 R3：71 人 R4：71 人 R5：75 人			
	防災性	指定避難所・指定緊急避難場所			
	根 拠	保育所として公共性あり 設置条例あり（寒河江市立保育所設置条例）			
	安全性	－			

NO.8 たかまつ保育所					
建築年	昭和 56 年	経過年数	43 年	延床面積	677 m ²
短期 (10 年)		中期 (11～20 年)		長期 (21～30 年)	
前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年
維持管理	統合・建替	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理
方針	指定避難所に位置付けられており適切な施設管理が必要であるが、施設の老朽化が進んでおり保育環境の改善が必要である。現在、入所定員数を満たしていない状況であり、今後の出生数及び保育需要の動向を見極め入所定員数の見直し及び施設の立地性・建物の老朽化度などを考慮し、しらいわ保育所と統合し建替を検討する。				

評価項目	機能性	老朽化に伴う修繕及び施設更新が必要な部分はあるが、増築した部分は通常の維持管理で可能。
	有効性	入所定員数に達していない。 入所定員数：90人 入所者数 R3：84人 R4：87人 R5：75人
	防災性	指定避難所・指定緊急避難場所
	根拠	保育所として公共性あり 設置条例あり（寒河江市立保育所設置条例）
	安全性	—

NO.9 放課後児童クラブ「第1・第2・第3わんぱくクラブ」

建築年	平成26年	経過年数	10年	延床面積	514㎡
短期（10年）		中期（11～20年）		長期（21～30年）	
前半5年	後半5年	前半5年	後半5年	前半5年	後半5年
維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理
方針	施設は継続した利用が可能である。適宜、修繕等を行いながら今後も維持管理を基本とする。今後、施設の利用状況の変化により、改修等が必要となった場合は、検討を行い対応することとする。				
評価項目	機能性	通常の管理で機能性維持が可能。			
	有効性	定員数（各40人）を超える利用者がおり、今後も利用者増が想定される。			
	防災性	—			
	根拠	学童保育施設として公共性あり			
	安全性	—			

NO.10 老人福祉センター

建築年	昭和50年	経過年数	49年	延床面積	636㎡
短期（10年）		中期（11～20年）		長期（21～30年）	
前半5年	後半5年	前半5年	後半5年	前半5年	後半5年
廃止検討 （代替検討）	—	—	—	—	—
方針	指定避難所であり、適切な施設管理が必要な施設である。しかし、建物及び設備の老朽化が進行し、今後、大規模な改修が必要とされる。また、老人クラブの会員数の減少等もあり、施設利用者が減少している状況にある。このような施設の状況を踏まえ、関係団体等と協議を行い廃止の検討を行う。指定避難所の代替機能の継承及び地域ニーズの把握を行った上で、地域の拠点となる施設について検討を行う。				
評価項目	機能性	老朽化に伴う修繕及び施設の更新が必要。			
	有効性	老人クラブの減少等に伴い、利用者数が減少傾向にある。 利用者数 H30：6,772人 R3：2,701人 R4：4,212人 R5：6,137人			
	防災性	指定避難所			
	根拠	社会福祉施設として公共性あり 設置条例あり（寒河江市老人福祉センターに関する条例）			
	安全性	—			

NO. 11 屋内ゲートボール場					
建築年	昭和 63 年	経過年数	36 年	延床面積	840 m ²
短期（10 年）		中期（11～20 年）		長期（21～30 年）	
前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年
廃止検討（代替検討）	—	—	—	—	—
方針	老人福祉センターと同様、施設利用者が減少している状況にある。冬季に地面で運動できる施設でもあることから、ゲートボール場としての機能だけでなく多用途に使用できる施設への転換の可能性や地域ニーズに応じた新たな公共サービスの提供の有無等を検討する。施設の利活用を図れる代替機能がなければ廃止の検討を行いながら、老人福祉センターと合わせて利活用を検討する。				
評価項目	機能性	通常の管理で機能性維持が可能。			
	有効性	利用者数 H30：2,878 人 R3：1,436 人 R4：3,094 人 R5：2,860 人			
	防災性	—			
	根 拠	設置条例あり（寒河江市屋内ゲートボール場に関する条例）			
	安全性	—			

NO. 12 総合福祉保健センター「ハートフルセンター」					
建築年	平成 8 年	経過年数	28 年	延床面積	6,504 m ²
短期（10 年）		中期（11～20 年）		長期（21～30 年）	
前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年
維持管理	維持管理	維持管理	機能統合・改修	維持管理	維持管理
方針	本市における健康福祉・子育て行政の中心施設であるとともに防災拠点施設である。施設は、適宜修繕し維持管理を行っているため、現状において早急な建替・改修等が必要な施設となっていない。しかし、今後の人口減少を見据え、市庁舎以外に分散している行政機能の集約によるワンストップサービス化が望ましいことから、保健福祉及び子育てに関する行政機能並びに関連施設等の最適化について検討を行う。施設整備については、既存施設の有効活用を図るため、市他施設からの機能移転や統合について検討し、新市庁舎の建設時期に合わせた中期（後半）での改修を検討する。				
評価項目	機能性	通常の維持管理で機能性維持は可能。			
	有効性	貸館利用者及び行政手続等に係る来庁者が多い。 利用者 H30：40,979 人 R3：16,560 人 R4：17,916 人 R5：32,987 人			
	防災性	防災拠点施設			
	根 拠	市庁舎の分庁舎的な施設 設置条例あり（寒河江市総合福祉保健センターの設置及び管理に関する条例）			
	安全性	—			

NO.13 市立病院					
建築年	昭和 48 年	経過年数	51 年	延床面積	8,857 m ²
短期（10 年）		中期（11～20 年）		長期（21～30 年）	
前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年
維持管理	統合・新病院建設	—	—	—	—
方針	市民病院として病院機能を健全に維持すべき施設であり、災害時の防災拠点施設でもあるが、建物の老朽化が進行し、病棟として利用できない施設もある。適宜修繕等を行い、適正な維持管理が必要な施設である。西村山地域の医療提供体制の再構築を図るため、山形県立河北病院との統合再編に向けて協議が進められており、短期（後半）での統合（新病院建設）を目指している。				
評価項目	機能性	老朽化に伴う修繕及び施設の更新が必要。			
	有効性	令和元年度に老朽化が著しい第 1 病棟を第 2・第 3 病棟に集約したことで、病床数が減少している。 延入院患者数 H30：34,044 人 R3：31,473 人 R4：29,322 人 R5：29,931 人 延外来患者数 H30：53,566 人 R3：52,545 人 R4：51,884 人 R5：50,796 人			
	防災性	防災拠点施設			
	根 拠	市民病院として公共性あり 設置条例あり（寒河江市立病院事業の設置等に関する条例）			
	安全性	—			

NO.14 放課後児童クラブ「第 6・第 7 わんぱくクラブ」					
建築年	令和 5 年	経過年数	1 年	延床面積	300 m ²
短期（10 年）		中期（11～20 年）		長期（21～30 年）	
前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年
維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理
方針	令和 5 年度に新規整備された施設であり、継続した利用が可能である。適宜、修繕等を行いながら維持管理を基本とする。今後、施設の利用状況の変化により、改修等が必要となった場合は検討を行い対応する				
評価項目	機能性	通常の管理で機能性維持が可能。			
	有効性	定員数（各 40 人）を超える利用者がいる。今後も利用者増が想定される。			
	防災性	—			
	根 拠	学童保育施設として公共性あり			
	安全性	—			

NO. 15 屋内型児童遊戯施設「CLAAPIN SAGAE（クラッピン サガエ）」					
建築年	令和 6 年	経過年数	0 年	延床面積	2,000 m ²
短期（10 年）		中期（11～20 年）		長期（21～30 年）	
前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年
維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理
方針	安心して遊ぶことができる子どもの遊び場や親子などが交流できる場を利便性や交流人口の拡大につながるチェリーランドのアクティビティエリア内に整備した。適宜、修繕等を行いながら維持管理を基本とする。				
評価項目	機能性	通常の管理で機能性維持が可能。			
	有効性	児童の心身の健全な発達及び育成、道の駅寒河江チェリーランド内に整備したことによる交通アクセスの観点から交流人口の拡大にもつながる。			
	防災性	－			
	根 拠	児童遊戯施設として公共性あり 設置条例あり（寒河江市チェリーランドに関する条例）			
	安全性	浸水想定地域			

4. スポーツレクリエーション系施設

4-1. 各施設の概要とスケジュール

スポーツレクリエーション系施設の短期・中期・長期のスケジュールは以下のとおりとします。

No.	建物施設名	建築年	経過年	延床面積 (㎡)	短期		中期		長期	
					前半	後半	前半	後半	前半	後半
1	市民体育館	昭和55年	44	5,320	改修	維持管理	維持管理	維持管理	建替	維持管理
2	市民プール	昭和53年	46	389	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	建替	維持管理
3	市民弓道場	昭和63年	36	367	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	建替	維持管理
4	市民テニスコート	昭和56年	43	—	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	建替	維持管理
5	市民体育館合宿所	平成元年	35	655	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	廃止	—
6	寒河江公園	昭和45年	54	—	改修	改修	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理
7	寒河江公園管理棟及び資材倉庫	昭和45年	54	180	維持管理	維持管理	建替	維持管理	維持管理	維持管理
8	陸上競技場	昭和37年	62	—	機能変更・改修	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理
9	野球場	昭和41年	58	—	改修	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理
10	二の堰親水公園管理施設	平成5年	31	265	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	廃止検討	—
11	屋内多目的運動場 「チェリーナさがえ」	平成26年	10	2,283	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理
12	最上川寒河江緑地「グリバーさがえ」 (管理施設を含む)	平成23年	13	359	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理
13	葉山市民荘	昭和55年	44	271	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	規模縮小	維持管理
14	市民浴場「湯るりさがえ」	令和5年	1	1,160	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理
15	いこいの森(管理施設を含む)	平成3年	33	254	改修	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理
16	田代地区多目的交流館 「学びの里 TASSHO」	昭和54年	45	1,147	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理
17	西部地区多目的運動広場	昭和57年	42	—	機能変更	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理

4-2. 施設の方針

スポーツレクリエーション系施設の維持管理・更新等に関する基本的な方針は以下のとおりとします。

NO.1 市民体育館					
建築年	昭和 55 年	経過年数	44 年	延床面積	5,320 m ²
短期 (10 年)		中期 (11～20 年)		長期 (21～30 年)	
前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年
改修	維持管理	維持管理	維持管理	建替	維持管理
方針	本市スポーツ施設の中核施設であり、県レベルの大会にも利用されている。また、指定避難所機能としての役割も有していることから、適時、修繕を行いながら適切な維持管理を行う。今後の施設整備については、指定避難所としての機能強化を図るため、冷暖房設備の導入等について改修を検討するとともに、本市他スポーツ施設との集約化等を検討した上で、老朽化が進行する長期（前半）においては建替の検討を行う。				
評価項目	機能性	老朽化に伴う修繕及び施設の更新が必要。			
	有効性	利用者が多く、県レベルの大会にも利用されている 利用者数 H30 : 82,763 人 R3 : 40,405 人 R4 : 52,213 人 R5 : 68,482 人			
	防災性	指定避難所・指定緊急避難場所			
	根拠	スポーツ基本法の中に「スポーツ施設を整備しなければならない」とあり、スポーツ施設の中核施設である。 設置条例あり（寒河江市体育施設に関する条例）			
	安全性	—			

NO.2 市民プール					
建築年	昭和 53 年	経過年数	46 年	延床面積	389 m ²
短期 (10 年)		中期 (11～20 年)		長期 (21～30 年)	
前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年
維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	建替	維持管理
方針	50mプールと室内プールがあり、多くの市民に利用されている。また、公認プールとして県大会なども行われていることから、適時、修繕等を行いながら維持管理を行う。施設整備については、本市他スポーツ施設との集約化等を検討した上で、老朽化が進行する長期（前半）において、市民体育館と一体的に整備を行うことを検討する。				
評価項目	機能性	老朽化に伴う改修及び施設の更新が必要。			
	有効性	公認プールとして県大会などが行われている。 利用者数 H30 : 13,350 人 R3 : 2,377 人 R4 : 3,773 人 R5 : 5,153 人			
	防災性	—			
	根拠	設置条例あり（寒河江市体育施設に関する条例）			
	安全性	—			

NO.3 市民弓道場					
建築年	昭和 63 年	経過年数	36 年	延床面積	367 ㎡
短期（10 年）		中期（11～20 年）		長期（21～30 年）	
前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年
維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	建替	維持管理
方針	弓道施設としては西村山唯一の施設であり、通年で利用できる施設である。また、市民等への初心者向け教室などを実施し、弓道普及のための拠点施設にもなっている。このため、今後とも体育館との一体的な施設として適切な維持管理を行う。施設整備については、本市他スポーツ施設との集約化等を検討した上で、老朽化が進行する長期（前半）において、市民体育館と一体的に整備を行うことを検討する。				
評価項目	機能性	通常の管理で機能性維持が可能。			
	有効性	一定の競技人口がいる。西村山地域唯一の施設。 通年で利用者がいる。市民の初心者向け教室も実施。 利用者数 H30：3,171 人 R3：1,878 人 R4：1,788 人 R5：2,248 人			
	防災性	－			
	根 拠	設置条例あり（寒河江市体育施設に関する条例）			
	安全性	－			

NO.4 市民テニスコート					
建築年	昭和 56 年	経過年数	43 年	延床面積	－
短期（10 年）		中期（11～20 年）		長期（21～30 年）	
前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年
維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	建替	維持管理
方針	利用率も高く、一定のテニス大会も行われている。また、人工芝の改修等も行っており、今後も適時、修繕を行いながら体育館と一体的な施設として適切な維持管理を行う。施設整備については、本市他スポーツ施設との集約化等を検討した上で、老朽化が進行する長期（前半）において、市民体育館と一体的に整備を行うことを検討する。				
評価項目	機能性	平成 27 年に人工芝への改修等を実施。			
	有効性	利用者が多く、一定の大会が行われている。 利用者数 H30：16,197 人 R3：9,747 人 R4：8,800 人 R5：11,401 人			
	防災性	－			
	根 拠	設置条例あり（寒河江市体育施設に関する条例）			
	安全性	－			

NO.5 市民体育館合宿所					
建築年	平成元年	経過年数	35 年	延床面積	655 ㎡
短期（10 年）		中期（11～20 年）		長期（21～30 年）	
前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年
維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	廃止	－

方針	機能性	学校の春季及び夏季休暇期間を中心に一定の利用があることから、修繕等を行いながら維持管理を行うものとするが、現在の利用状況として市外の利用者が多い現状にある。今後の施設整備については、利用状況を勘案しながら、中期までの期間においては修繕等を行いながら維持管理を行うが、老朽化が進行する長期（前半）においては、廃止等を視野に検討を行う。なお、廃止となった場合は、市内の民間宿泊施設の斡旋等、市民体育館等の利用者に配慮した対応等を合わせて検討をする。
	有効性	一定の利用者（市外）がいるが、有効性は低い。 利用者数 H30：1,810人 R3：29人 R4：193人 R5：803人
評価項目	防災性	－
	根拠	設置条例あり（寒河江市体育施設に関する条例）
	安全性	－

NO.6 寒河江公園					
建築年	昭和 45 年	経過年数	54 年	延床面積	－
短期（10 年）		中期（11～20 年）		長期（21～30 年）	
前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年
改修	改修	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理
方針	市街地の中心にあり、花咲か山として市民の憩いの場であり、また、市の観光拠点として利用されている施設である。しかし、経年劣化等による公園内各施設の老朽化が進行している現状にあるため、寒河江市都市公園施設長寿命化計画に基づき計画的な維持管理を行うとともに、平成 25 年度に策定された寒河江公園再整備計画により各公園エリアの整備を進める。施設整備については、市民、観光客等の利用拡大に向け、早期の公園整備が望まれることから、短期において改修を行うことを検討する。				
評価項目	機能性	老朽化に伴う修繕及び施設の更新が必要。			
	有効性	花咲か山（桜、つつじ）として、市の観光拠点になっている。 利用者数 H30：244,300人 R3：194,800人 R4：223,500人 R5：229,500人			
	防災性	－			
	根拠	設置条例あり（寒河江市都市公園条例）			
	安全性	－			

NO.7 寒河江公園管理棟及び資材倉庫					
建築年	昭和 45 年	経過年数	54 年	延床面積	180 ㎡
短期（10 年）		中期（11～20 年）		長期（21～30 年）	
前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年
維持管理	維持管理	建替	維持管理	維持管理	維持管理
方針	寒河江公園の管理及び資機材の保管管理倉庫として使用している施設であり、寒河江公園の維持管理を行うためには必要な施設であることから、寒河江市都市公園施設長寿命化計画に基づき適切な維持管理を行う。施設整備については、寒河江公園再整備計画に基づき、公園再整備に合わせて中期（前半）に公園内他のエリアへの建替を検討する。				

評価項目	機能性	老朽化に伴う修繕及び施設の更新が必要。
	有効性	公園管理に伴う資材倉庫として利用。
	防災性	—
	根 拠	—
	安全性	—

NO.8 陸上競技場					
建築年	昭和 37 年	経過年数	62 年	延床面積	—
短期（10 年）		中期（11～20 年）		長期（21～30 年）	
前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年
機能変更・改修	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理
方針	本市唯一の陸上競技専用の施設であるが、現状において、陸上競技場としての利用は少ない状況にある。現在の利用状況から、陸上競技場としての利用は短期（前半）に廃止し、平成 25 年度に策定された寒河江公園再整備計画に基づき多目的運動広場として再整備を行う。				
評価項目	機能性	競技用としての機能を使用していない。			
	有効性	幼稚園・町内会等の運動会、スポーツ少年団等の練習会場として利用されているが、利用率は低い。 利用者数 H30 : 7,991 人 R3 : 2,049 人 R4 : 3,315 人 R5 : 2,751 人			
	防災性	指定緊急避難場所 消防防災ヘリ・ドクターヘリの離着陸場として利用			
	根 拠	設置条例あり（寒河江市都市公園条例）			
	安全性	—			

NO.9 野球場					
建築年	昭和 41 年	経過年数	58 年	延床面積	—
短期（10 年）		中期（11～20 年）		長期（21～30 年）	
前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年
改修	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理
方針	市民の野球人口もあり、中学校や社会人等のモーニング野球でも利用されている。老朽化が進行し野球場としての機能を満たさない部分もあるため、寒河江市都市公園施設長寿命化計画に基づき機能回復を図る改修を短期（前半）において行う。				
評価項目	機能性	老朽化に伴う修繕及び施設の更新が必要。			
	有効性	中学校や社会人モーニング野球の大会が実施されている。 利用者数 H30 : 9,972 人 R3 : 4,332 人 R4 : 6,348 人 R5 : 3,899 人			
	防災性	指定緊急避難場所			
	根 拠	設置条例あり（寒河江市都市公園条例）			
	安全性	—			

NO.10 二の堰親水公園管理施設					
建築年	平成 5 年	経過年数	31 年	延床面積	265 m ²

短期（10 年）		中期（11～20 年）		長期（21～30 年）	
前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年
維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	廃止検討	—
方針	土地改良区が整備を行い、市へ移管された施設である。当初は管理施設の他に農産物直売所も併設されていたが、現在利用されておらず、チェリーランドと連携した利活用も国道の横断が困難なことから、有効活用が難しい状況となっている。このため、施設整備については、老朽化が進行する長期（前半）まで継続した維持管理を行うが、現施設の有効活用方策等がなければ土地改良区と協議の上、廃止も視野に検討を行う。また、二ノ堰沿いの転落防止柵、自然水族館の老朽化が進行していることから、安全性に配慮し適切な修繕を行う。				
評価項目	機能性	一部老朽化による修繕が必要であるが、通常の管理で機能性維持が可能。			
	有効性	管理施設と農産物直売所が併設されているが、現在は利用されていない。			
	防災性	—			
	根 拠	—			
	安全性	—			

NO.11 屋内多目的運動場「チェリーナさがえ」					
建築年	平成 26 年	経過年数	10 年	延床面積	2,283 ㎡
短期（10 年）		中期（11～20 年）		長期（21～30 年）	
前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年
維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理
方針	平成 26 年に整備された新しい施設であり、災害時には支援物資倉庫として位置付けている。また、近隣市町にはない屋内多目的運動場であることから施設の利用状況も良好である。施設整備については、災害時における浸水対策等を考慮しながら、今後も適切な維持管理を行う。				
評価項目	機能性	通常の管理で機能性維持が可能。			
	有効性	利用状況が良い。 利用者数 H30：40,125 人 R3：18,470 人 R4：23,490 人 R5：27,793 人			
	防災性	防災拠点施設、救援物資の集積拠点施設			
	根 拠	設置条例あり（寒河江市体育施設に関する条例）			
	安全性	浸水想定区域			

NO.12 最上川寒河江緑地「グリバーさがえ」（管理施設を含む）					
建築年	平成 23 年	経過年数	13 年	延床面積	359 ㎡
短期（10 年）		中期（11～20 年）		長期（21～30 年）	
前半 5 年 (R6～)	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年
維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理
方針	平成 23 年に整備された施設であり、広大な水面でカヌーやトライアスロンなどが楽しめる他にない施設である。指定管理者による多様な誘客イベントも活発に行われ、知名度も高まってきている。施設整備については、浸水対策等を考慮しながら適切な維持管理を行っていくが、多目的水面広場の遮水シートについては、経年劣化も見られることから、機能回復等の修繕を行う。				

評価項目	機能性	遮水シートの更新、自然災害時に復旧工事が必要。
	有効性	カヌーやトライアスロンなど利用者が多い。他にない施設である。 利用者数 H30 : 24,495 人 R3 : 1,225 人 R4 : 886 人 R5 : 9,953 人
	防災性	—
	根拠	設置条例あり（寒河江市都市公園条例）
	安全性	浸水想定区域

NO.13 葉山市民荘					
建築年	昭和 55 年	経過年数	44 年	延床面積	271 m ²
短期（10 年）		中期（11～20 年）		長期（21～30 年）	
前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年
維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	規模縮小	維持管理
方針	当初は林業振興施設として整備した施設であるが、現在は葉山登山者用の施設として 4 月～10 月に開館され、トイレが 24 時間利用できるほか、緊急時の避難所としても使用可能であるため、適切な維持管理を行う。利用状況を勘案した上で老朽化が進行する長期（前半）において、施設の利用範囲を限定（縮小）する。				
評価項目	機能性	利用状況を勘案した上で施設の利用範囲を限定し使用していく。			
	有効性	老朽化はあるが、葉山登山者を中心に一定の利用者がいる。 利用者数 H30 : 5,207 人 R3 : 4,840 人 R4 : 4,338 人 R5 : 4,588 人			
	防災性	緊急時の避難所として使用			
	根拠	設置条例あり（寒河江市葉山森林総合レクリエーション施設に関する条例）			
	安全性	—			

NO.14 市民浴場「湯るりさがえ」					
建築年	令和 5 年	経過年数	1 年	延床面積	1,160 m ²
短期（10 年）		中期（11～20 年）		長期（21～30 年）	
前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年
維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理
方針	令和 5 年度に移転新築を行い、新たにチェリースポーツパーク拠点施設として位置付け、交流人口の増加を図るとともに市民の健康増進施設として活用していく。また、指定管理者制度により適切な維持管理を行っていく。				
評価項目	機能性	通常の管理で機能性維持が可能。			
	有効性	新たな交流拠点として利用者の増加が見込まれる。 （旧市民浴場）利用者数 H30 : 214,517 人 R3 : 152,286 人 R4 : 172,650 人 （現市民浴場）利用者数 R5 : 262,496 人			
	防災性	—			
	根拠	設置条例あり（寒河江市市民浴場に関する条例）			
	安全性	浸水想定区域			

NO.15 いこいの森（管理施設を含む）					
建築年	平成3年	経過年数	33年	延床面積	254㎡
短期（10年）		中期（11～20年）		長期（21～30年）	
前半5年	後半5年	前半5年	後半5年	前半5年	後半5年
改修	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理
方針	市中心部から近く、森林に囲まれたキャンプ設備を有する施設である。近年は、団体の大型テント使用による利用者が増加しており、キャンプだけでなく、芋煮会、バーベキュー、釣りなど多様な利用形態により使用されており、今後も適正な維持管理を行う。施設整備については、今後さらなる利用者増を目指すため、利用者のニーズに合わせた施設整備が必要なことから、現在進めているいこいの森再整備計画に基づき再整備を図るなど、短期（前半）において新たな魅力づくりのための改修を実施する。				
評価項目	機能性	いこいの森再整備計画に基づき改修作業を実施している。			
	有効性	一定の利用者がいる。公園内の沼の釣り利用者が多い。 許可件数 H30：940件 R3：955件 R4：1,431件 R5：1,540件			
	防災性	ドクターヘリの離着陸場として利用			
	根拠	設置条例あり（寒河江市いこいの森に関する条例）			
	安全性	－			

NO.16 田代地区多目的交流館「学びの里TASSHO」					
建築年	昭和54年	経過年数	45年	延床面積	1,147㎡
短期（10年）		中期（11～20年）		長期（21～30年）	
前半5年	後半5年	前半5年	後半5年	前半5年	後半5年
維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理
方針	平成30年4月に旧田代小学校をリノベーションし、地区内及び地区外との交流等により地域を活性化させる施設として新しく整備した施設である。今後も地域づくりの拠点化を図る施設として、地すべり対策等を考慮しながら適時修繕等を行いながら適切な維持管理を行う。				
評価項目	機能性	通常の管理で機能性維持が可能。			
	有効性	長期的に維持管理を継続。 利用者数 H30：2,939人 R3：2,071人 R4：2,196人 R5：2,685人			
	防災性	緊急時の避難所として使用。 ドクターヘリの離着陸場として利用。			
	根拠	－			
	安全性	土砂災害警戒区域			

NO.17 西部地区多目的運動広場					
建築年	昭和57年	経過年数	42年	延床面積	－
短期（10年）		中期（11～20年）		長期（21～30年）	
前半5年	後半5年	前半5年	後半5年	前半5年	後半5年
機能変更	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理

方針		現状では運動広場として使用されていないため、短期（前半）において運動広場としての機能を廃止する。なお、公民館行事等における臨時駐車場又は公民館事業での使用もあることから、現状のまま維持管理を行う。
評価項目	機能性	通常の管理で機能性維持が可能。
	有効性	多目的広場であるが利用は少ない。 公民館混雑時駐車場として利用。
	防災性	－
	根拠	設置条例あり（寒河江市体育施設に関する条例）
	安全性	浸水想定区域

5. 観光・産業系施設

5-1. 各施設の概要とスケジュール

観光・産業系施設の短期・中期・長期のスケジュールは以下のとおりとします。

No.	建物施設名	建築年	経過年	延床面積 (㎡)	短期		中期		長期	
					前半	後半	前半	後半	前半	後半
1	チェリーランド【さくらんぼ会館・トルコ館・臨川亭・公衆トイレ・河川敷公園】	平成2年	34	1,711	改修	維持管理	維持管理	維持管理	改修検討	維持管理
2	史跡慈恩寺旧境内総合交流施設「慈恩寺テラス」	令和3年	3	832	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理
3	慈恩寺手水乃館（公衆便所）	平成2年	34	36	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理
4	慈恩寺第2駐車場公衆便所	平成28年	8	40	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理
5	慈恩寺第1駐車場	平成元年	35	—	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理
6	慈恩寺第2駐車場	平成25年	11	—	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理
7	中心市街地活性化センター「フローラ・SAGAE」／行政財産	昭和57年	42	9,000	維持管理	維持管理	維持管理	建替検討	維持管理	維持管理
8	中心市街地活性化センター「フローラ・SAGAE」／普通財産	昭和57年	42	5,930	改修	維持管理	維持管理	建替検討	維持管理	維持管理
9	本町駐車場	昭和57年	42	—	維持管理	維持管理	維持管理	改修検討	維持管理	維持管理
10	技術交流プラザ	平成5年	31	697	維持管理	維持管理	維持管理	移転統合	—	—
11	高松駅駐輪場	平成5年	31	180	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	縮小改修	維持管理
12	寒河江駅歩行者専用自由通路	平成13年	23	887	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理
13	寒河江駅前交流センター（寒河江神輿会館）及び寒河江駅正面口駐輪場	平成16年	20	831	改修検討	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理
14	寒河江駅南口駐輪場	平成14年	22	188	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	縮小改修 検討
15	寒河江駅前駐車場	平成11年	25	—	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理
16	寒河江駅前ポケット第1駐車場	平成11年	25	—	廃止検討	—	—	—	—	—
17	寒河江駅前ポケット第2駐車場	平成11年	25	—	廃止検討	—	—	—	—	—

5-2. 施設の方針

観光・産業系施設の維持管理・更新等に関する基本的な方針は以下のとおりとします。

NO.1 チェリーランド【さくらんぼ会館・トルコ館・臨川亭・公衆トイレ・河川敷公園】					
建築年	平成2年	経過年数	34年	延床面積	1,711㎡
短期（10年）		中期（11～20年）		長期（21～30年）	
前半5年（R6～）	後半5年	前半5年	後半5年	前半5年	後半5年
改修	維持管理	維持管理	維持管理	改修検討	維持管理
方針	市の観光PR施設の拠点となる重要な施設であり、国道通行者の避難所にも指定されていることから適正な維持管理を行う。施設整備については、チェリーランド再整備計画（令和2年2月策定）に基づき短期（前半）に改修を行い、維持管理を図ります。なお、令和5年度末に屋内型児童遊戯施設をはじめとするアクティビティエリアの整備が完成し、子育て支援と交流人口の拡大を推進し、本市観光拠点として強化を図っています。長期（前半）において、利用者ニーズを把握しながら機能回復及び施設機能向上に向けた改修を検討する。				
評価項目	機能性	施設によっては老朽化に伴う修繕及び施設の更新が必要。			
	有効性	市の観光拠点として多くの利用者あり。 利用者数 H30：1,097,100人 R3：682,500人 R4：906,000人 R5：827,200人			
	防災性	指定避難所・指定緊急避難場所（さくらんぼ会館） 国道通行者の避難場所に指定。			
	根拠	市の観光PR拠点施設 設置条例あり（寒河江市チェリーランドに関する条例、寒河江市都市公園条例）			
	安全性	浸水想定区域			

NO.2 史跡慈恩寺旧境内総合交流施設「慈恩寺テラス」					
建築年	令和3年	経過年数	3年	延床面積	832㎡
短期（10年）		中期（11～20年）		長期（21～30年）	
前半5年	後半5年	前半5年	後半5年	前半5年	後半5年
維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理
方針	史跡慈恩寺旧境内の総合案内施設として、市民及び来訪者に史跡の歴史及び文化財の展示紹介等、史跡への理解を深めてもらう施設であり、本市の観光拠点となる施設として、適時、修繕等を行いながら適切な維持管理を行う。				
評価項目	機能性	通常の管理で機能性維持が可能。			
	有効性	市の観光拠点として多くの利用者あり。 利用者数 R3：86,032人 R4：100,265人 R5：81,048人			
	防災性	—			
	根拠	史跡慈恩寺旧境内の総合案内施設。 設置条例あり（寒河江市史跡慈恩寺旧境内総合交流施設の設置及び管理に関する条例）			
	安全性	土砂災害警戒区域（一部）			

NO.3 慈恩寺手水乃館（公衆便所）					
建築年	平成2年	経過年数	34年	延床面積	36 m ²
短期（10年）		中期（11～20年）		長期（21～30年）	
前半5年	後半5年	前半5年	後半5年	前半5年	後半5年
維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理
方針	史跡慈恩寺旧境内来訪者に必要な施設である。また、史跡慈恩寺旧境内総合交流施設の完成後、利用者が増加していることから、急傾斜警戒区域であることも踏まえ緊急的な対応を考慮しながら、適切な維持管理を行う。				
評価項目	機能性	通常の管理で機能性維持が可能。			
	有効性	史跡慈恩寺旧境内総合交流施設の完成後、利用者が増加している			
	防災性	—			
	根 拠	史跡来訪者のための必須の施設			
	安全性	土砂災害警戒区域			

NO.4 慈恩寺第2駐車場公衆便所					
建築年	平成28年	経過年数	8年	延床面積	40 m ²
短期（10年）		中期（11～20年）		長期（21～30年）	
前半5年	後半5年	前半5年	後半5年	前半5年	後半5年
維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理
方針	史跡慈恩寺旧境内来訪者に必要な施設である。また、史跡慈恩寺旧境内総合交流施設の完成後、利用者が増加していることから、急傾斜警戒区域であることも踏まえ緊急的な対応を考慮しながら、適切な維持管理を行う。				
評価項目	機能性	通常の管理で機能性維持が可能。			
	有効性	史跡慈恩寺旧境内総合交流施設の完成後、利用者が増加している。			
	防災性	—			
	根 拠	史跡来訪者のための必須の施設			
	安全性	土砂災害警戒区域			

NO.5 慈恩寺第1駐車場					
建築年	平成元年	経過年数	35年	延床面積	—
短期（10年）		中期（11～20年）		長期（21～30年）	
前半5年	後半5年	前半5年	後半5年	前半5年	後半5年
維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理
方針	史跡慈恩寺旧境内来訪者に必要な施設であり、観光客の誘客及び観光の振興を図るためには必要な施設である。史跡慈恩寺旧境内総合交流施設の完成後、利用者が増加していることから、土砂災害対策等を考慮しながら、今後も適切な維持管理を継続する。なお、慈恩寺境内への利便性から来訪者の多くが慈恩寺第1駐車場に集中することが想定されることから、慈恩寺第2駐車場への誘導等、効率的な利用ができるようソフト面の検討も合わせて行う。				

評価項目	機能性	通常の管理で機能性維持が可能。
	有効性	史跡慈恩寺旧境内総合交流施設の完成後、利用者が増加している。
	防災性	－
	根 拠	史跡来訪者のための必須の施設 設置条例あり（寒河江市駐車場設置及び管理に関する条例）
	安全性	土砂災害警戒区域

NO.6 慈恩寺第2駐車場					
建築年	平成 25 年	経過年数	11 年	延床面積	－
短期（10 年）		中期（11～20 年）		長期（21～30 年）	
前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年
維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理
方針	史跡慈恩寺旧境内来訪者に必要な施設であり、観光客の誘客及び観光の振興を図るためには必要な施設である。また、史跡慈恩寺旧境内総合交流施設の完成後、利用者が増加していることから、急傾斜警戒区域であることも踏まえ緊急的な対応を考慮しながら、適切な維持管理を行う。				
評価項目	機能性	通常の管理で機能性維持が可能。			
	有効性	史跡慈恩寺旧境内総合交流施設の完成後、利用者が増加している。			
	防災性	－			
	根 拠	史跡来訪者のための必須の施設 設置条例あり（寒河江市駐車場設置及び管理に関する条例）			
	安全性	土砂災害警戒区域			

NO.7・8 中心市街地活性化センター「フローラ・SAGAE」／行政財産・普通財産					
建築年	昭和 57 年	経過年数	42 年	延床面積	(行政) 9,000 m ² (普通) 5,930 m ²
短期（10 年）		中期（11～20 年）		長期（21～30 年）	
前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年
改修(普通財産)	維持管理	維持管理	建替検討	維持管理	維持管理
方針	中心市街地活性化の中核施設として必要な施設であるが、築 40 年を経過し施設の老朽化と経年劣化が著しく、今後、維持管理に一定の費用を要することが想定され、寒河江市中心市街地活性化センター活用促進計画に基づき、中心市街地活性化に資するために必要な施設整備や中心市街地への波及効果を生み出す方策を検討する。また、空きスペースの有効的な利活用には、施設の構造上様々な制限を受けることにも配慮しつつ、フロア全体の調和も大切にしながら機能充実と施設整備を進める。施設については、劣化調査(令和 5 年度実施)による施設、設備の状況を踏まえ、短期（前半）で 2 階フロアを改修し、計画的な修繕、更新を実施しながら、中期（後半）での建替を検討する。				
評価項目	機能性	(行政) 市民ギャラリー、学習支援室、学童保育、文化交流等があり、老朽化に伴う修繕及び施設の更新が必要。 (普通) 施設周辺の地域にない生鮮食料品の店舗が入っているが、老朽化に伴う修繕及び施設の更新が必要。			

	有効性	年間7～8千万円の維持費を要している。 利用者数 H30：70,155人 R3：31,605人 R4：46,525人 R5：64,921人 （行政）学習支援室や会議室等に一定の利用者あり。 （普通）中心市街地の店舗が減少している状況で近隣住民の利用がある。
	防災性	—
	根拠	市民が日常生活で利用する施設。 設置条例あり（寒河江市中心市街地活性化センターの設置及び管理に関する条例）
	安全性	—

NO.9 本町駐車場					
建築年	昭和57年	経過年数	42年	延床面積	—
短期（10年）		中期（11～20年）		長期（21～30年）	
前半5年	後半5年	前半5年	後半5年	前半5年	後半5年
維持管理	維持管理	維持管理	改修検討	維持管理	維持管理
方針	中心市街地活性化センター来館者と周辺施設利用者の利便性確保及び中心市街地活性化の観点から必要な施設であり、維持管理を行っていく。中期（後半）の建替を検討する中心市街地活性化センターの施設整備状況に合わせた改修を検討する。				
評価項目	機能性	通常の管理で機能性維持が可能。			
	有効性	中心市街地活性化センター及び周辺施設の駐車場として利用がある。 利用台数 H30：323,866台 R3：276,650台 R4：292,551台 R5：283,830台			
	防災性	—			
	根拠	中心市街地活性化センター来館者及び周辺施設利用者の利便性確保 設置条例あり（寒河江市駐車場設置及び管理に関する条例）			
	安全性	—			

NO.10 技術交流プラザ					
建築年	平成5年	経過年数	31年	延床面積	697㎡
短期（10年）		中期（11～20年）		長期（21～30年）	
前半5年	後半5年	前半5年	後半5年	前半5年	後半5年
維持管理	維持管理	維持管理	移転統合	—	—
方針	市内企業における技術の交流、情報の交換及び人材の育成を促進し、本市産業の振興並びに地域経済の発展を図る施設であり、今後も適正な維持管理を行う。施設整備については、施設の老朽化が進行し、維持管理経費の増加が見込まれる場合、施設の有効活用及び研修設備の共有化による維持管理経費の削減を図るため、市他施設との複合化を検討し、中期（後半）での移転統合を検討する。				
評価項目	機能性	通常の管理で機能性維持が可能。			
	有効性	利用状況が一定でない。 利用者数 H30：11,400人 R3：7,785人 R4：8,265人 R5：8,934人			
	防災性	指定避難所・指定緊急避難場所			
	根拠	地元企業の人材育成 設置条例あり（寒河江市技術交流プラザに関する条例）			
	安全性	—			

NO. 11 高松駅駐輪場					
建築年	平成 5 年	経過年数	31 年	延床面積	180 m ²
短期（10 年）		中期（11～20 年）		長期（21～30 年）	
前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年
維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	縮小改修	維持管理
方針	駅利用者の利便性確保のため、適時、修繕等を行いながら維持管理を行う。将来的には利用者の減少等の利用状況やＪＲ左沢線（寒河江～左沢間）の存続状況を勘案しながら、施設縮小を視野に長期（前半）での改修を検討する。				
評価項目	機能性	通常の管理で機能性維持が可能。			
	有効性	通勤・通学等で一定の利用者あり。			
	防災性	—			
	根拠	駅利用者には必須の施設 設置条例あり（寒河江市自転車等駐車場設置及び管理に関する条例）			
	安全性	—			

NO. 12 寒河江駅歩行者専用自由通路					
建築年	平成 13 年	経過年数	23 年	延床面積	887 m ²
短期（10 年）		中期（11～20 年）		長期（21～30 年）	
前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年
維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理
方針	駅利用者には必須の施設であり、見晴らしサロンに待合所及び観光案内所、コワーキングスペースを設置し駅利用者の利便性を図っており、経年劣化に伴う天井の水漏れ補修やトイレ設備の改善等、適時、修繕等を行いながら今後も適正な維持管理を継続する。				
評価項目	機能性	通常の管理で機能性維持が可能。			
	有効性	通勤・通学等で一定の利用者あり。			
	防災性	—			
	根拠	駅利用者には必須の施設 設置条例あり（寒河江市歩行者専用自由通路の設置及び管理に関する条例）			
	安全性	—			

NO. 13 寒河江駅前交流センター「寒河江神輿会館」及び寒河江駅正面口駐輪場					
建築年	平成 16 年	経過年数	20 年	延床面積	831 m ²
短期（10 年）		中期（11～20 年）		長期（21～30 年）	
前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年
改修検討	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理
方針	駅利用者のためのサービスと市に訪れる観光客への神輿のＰＲ及びイベントの開催会場として必要な施設であり、適切な修繕等を行いながら維持管理を行う。駐輪場利用者数の減少による空きスペース増加や経年劣化に伴う外壁の補修など施設の利活用及び安全性向上を図る改修が必要であるため、短期（前半）での改修を検討する。なお、改修にあたっては、イベント時における来場者及び主催者等の施設利用者の利便性向上を図るため、付帯設備（照明、電源、水回り設備等）の整備や備品管理倉庫の設置等、施設の有効活用策の検討を行う。				

評価項目	機能性	通常の管理で機能性維持が可能。
	有効性	駅利用者及びイベント開催時等利用者あり。
	防災性	指定緊急避難場所（みこし公園）
	根拠	駅利用者への利便性確保及び観光（神輿）のプロモーション施設 設置条例あり（寒河江市寒河江駅前交流センターの設置及び管理に関する条例、寒河江市自転車等駐車場設置及び管理に関する条例）
	安全性	—

NO.14 寒河江駅南口駐輪場

建築年	平成 14 年	経過年数	22 年	延床面積	188 ㎡
短期（10 年）		中期（11～20 年）		長期（21～30 年）	
前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年
維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	縮小改修検討
方針		駐輪場から駅改札口までのアクセスが良いこともあり利用率が高く、今後も駅利用者の利便性確保のため、適時、修繕等を行いながら維持管理を行う。将来的には利用者の利用状況を勘案しながら、施設縮小を視野に長期（後半）での改修を検討する。			
評価項目	機能性	通常の管理で機能性維持が可能。			
	有効性	通勤・通学等で一定の利用者あり。			
	防災性	—			
	根拠	駅利用者には必須の施設 設置条例あり（寒河江市駐車場設置及び管理に関する条例）			
	安全性	—			

NO.15 寒河江駅前駐車場

建築年	平成 11 年	経過年数	25 年	延床面積	—
短期（10 年）		中期（11～20 年）		長期（21～30 年）	
前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年
維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理
方針		利用率が高く、収益性もある。駅及び駅周辺店舗等の利用者の利便性確保や寒河江駅前交流センターと一体的に行うイベント時の利用等、多目的な使用が可能であり、施設維持効果を発揮できている。今後も適時、修繕等を行いながら維持管理を継続して行う。			
評価項目	機能性	通常の管理で機能性維持が可能。			
	有効性	駅及び周辺店舗等への利用者が多い。 利用台数 H30：46,447 台 R3：28,940 台 R4：37,702 台 R5：52,222 台			
	防災性	—			
	根拠	駅利用者、周辺店舗利用者の利便性を確保。 設置条例あり（寒河江市駐車場設置及び管理に関する条例）			
	安全性	—			

NO. 16・17 寒河江駅前ポケット第１・第２駐車場					
建築年	平成 11 年	経過年数	25 年	延床面積	—
短期（10 年）		中期（11～20 年）		長期（21～30 年）	
前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年
廃止検討	—	—	—	—	—
方針	駐車できる台数が少ないことから有料駐車場設備設置による有料駐車場化への転換が難しい施設であり、また、現在の利用状況は、利用者が限定されており一般的な利用がなされていない傾向がある。このため、施設としては、公共施設として機能が不十分であることから、売却等を視野に短期（前半）での廃止を検討する。ただし、駅前土地区画整理事業で生じた土地であることから、廃止を検討するにあたっては、各関係者等との協議を行い決定するものとする。				
評価項目	機能性	通常の管理で機能性維持が可能。			
	有効性	特定の人利用が多い。 目的外利用が散見される。			
	防災性	—			
	根拠	公共性が低い。 設置条例あり（寒河江市駐車場設置及び管理に関する条例）			
	安全性	—			

6. 学校教育系施設

6-1. 各施設の概要とスケジュール

学校教育系施設の短期・中期・長期のスケジュールは以下のとおりとします。

No.	建物施設名	建築年	経過年	延床面積 (㎡)	短期		中期		長期	
					前半	後半	前半	後半	前半	後半
1	寒河江小学校	昭和61年	38	6,822	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理
2	南部小学校	昭和59年	40	5,217	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理
3	寒河江中部小学校	昭和53年	46	6,300	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理
4	柴橋小学校	平成元年	35	5,721	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理
5	西根小学校	昭和52年	47	4,768	維持管理	維持管理	建替統合	(維持管理)	(維持管理)	(維持管理)
6	三泉小学校	平成2年	34	3,667	維持管理	維持管理	建替統合	(維持管理)	(維持管理)	(維持管理)
7	高松小学校	昭和56年	43	4,819	維持管理	建替統合	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理
8	醍醐小学校	平成15年	21	4,193	維持管理	建替統合	(維持管理)	(維持管理)	(維持管理)	(維持管理)
9	白岩小学校	昭和57年	42	3,572	維持管理	建替統合	(維持管理)	(維持管理)	(維持管理)	(維持管理)
10	陵東中学校	昭和43年	56	6,680	建設統合	(維持管理)	(維持管理)	(維持管理)	(維持管理)	(維持管理)
11	陵南中学校	昭和46年	53	8,967	建設統合	(維持管理)	(維持管理)	(維持管理)	(維持管理)	(維持管理)
12	陵西中学校	昭和51年	48	5,701	建設統合	(維持管理)	(維持管理)	(維持管理)	(維持管理)	(維持管理)
13	旧幸生小学校	昭和62年	37	2,889	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理

6-2. 施設の方針

学校教育系施設の維持管理・更新等について、学校施設整備計画に基づき実施するものとし、その基本的な方針は以下のとおりとします。

NO.1 寒河江小学校					
建築年	昭和 61 年	経過年数	38 年	延床面積	6,822 m ²
短期（10 年）		中期（11～20 年）		長期（21～30 年）	
前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年
維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理
方針	学校施設整備計画に基づき、今後の児童数の推移を見極めながら、次回の計画見直しまでに統合を含めて検討していく。				
評価項目	機能性	老朽化に伴う修繕が必要。			
	有効性	—			
	防災性	指定避難所・指定緊急避難場所 ドクターヘリの離着陸場として利用。			
	根拠	小学校設置基準 設置条例あり（寒河江市立学校の設置等に関する条例）			
	安全性	—			

NO.2 南部小学校					
建築年	昭和 59 年	経過年数	40 年	延床面積	5,217 m ²
短期（10 年）		中期（11～20 年）		長期（21～30 年）	
前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年
維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理
方針	学校施設整備計画に基づき、今後の児童数の推移を見極めながら、次回の計画見直しまでに統合を含めて検討していく。				
評価項目	機能性	老朽化に伴う修繕が必要。			
	有効性	—			
	防災性	指定避難所・指定緊急避難場所 ドクターヘリの離着陸場として利用。			
	根拠	小学校設置基準 設置条例あり（寒河江市立学校の設置等に関する条例）			
	安全性	浸水想定区域			

NO.3 寒河江中部小学校					
建築年	昭和 53 年	経過年数	46 年	延床面積	6,300 m ²
短期（10 年）		中期（11～20 年）		長期（21～30 年）	
前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年
維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理
方針	学校施設整備計画に基づき、今後の児童数の推移を見極めながら、次回の計画見直しまでに統合を含めて検討していく。なお、児童数の増加に伴い教室等の施設整備が必要な場合は、状況に応じて対応していく。				

評価項目	機能性	耐震補強工事を実施。
	有効性	—
	防災性	指定避難所・指定緊急避難場所 ドクターヘリの離着陸場として利用。
	根拠	小学校設置基準 設置条例あり（寒河江市立学校の設置等に関する条例）
	安全性	—

NO.4 柴橋小学校					
建築年	平成元年	経過年数	35 年	延床面積	5,721 m ²
短期（10 年）		中期（11～20 年）		長期（21～30 年）	
前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年
維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理
方針	学校施設整備計画に基づき、今後の児童数の推移を見極めながら、次回の計画見直しまでに統合を含めて検討していく。				
評価項目	機能性	耐震補強工事を実施。			
	有効性	—			
	防災性	指定避難所・指定緊急避難場所 ドクターヘリの離着陸場として利用。			
	根拠	小学校設置基準 設置条例あり（寒河江市立学校の設置等に関する条例）			
	安全性	—			

NO.5 西根小学校					
建築年	昭和 52 年	経過年数	47 年	延床面積	4,768 m ²
短期（10 年）		中期（11～20 年）		長期（21～30 年）	
前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年
維持管理	維持管理	建替統合	（維持管理）	（維持管理）	（維持管理）
方針	学校施設整備計画に基づき令和 18 年度（中期前半）を目途に三泉小学校との統合を進め、整備する。旧校舎を含めた跡地については、これまで学校施設が地域で担ってきた役割や機能を考慮するとともに、地域住民の意向やニーズの把握に努め、地域防災拠点となる避難所など地域に必要な機能に十分配慮し、地域コミュニティの拠点となる施設など活用方法を検討する。				
評価項目	機能性	老朽化に伴う修繕が必要。			
	有効性	放課後児童クラブを併設。			
	防災性	指定避難所・指定緊急避難場所 ドクターヘリの離着陸場として利用			
	根拠	小学校設置基準 設置条例あり（寒河江市立学校の設置等に関する条例）			
	安全性	浸水想定区域			

NO. 6 三泉小学校					
建築年	平成 2 年	経過年数	34 年	延床面積	3, 667 m ²
短期 (10 年)		中期 (11～20 年)		長期 (21～30 年)	
前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年
維持管理	維持管理	建替統合	(維持管理)	(維持管理)	(維持管理)
方針	学校施設整備計画に基づき令和 18 年度 (中期前半) を目途に西根小学校との統合を進め、整備する。旧校舎を含めた跡地については、これまで学校施設が地域で担ってきた役割や機能を考慮するとともに、地域住民の意向やニーズの把握に努め、地域防災拠点となる避難所など地域に必要な機能に十分配慮し、地域コミュニティの拠点となる施設など活用方法を検討する。				
評価項目	機能性	—			
	有効性	放課後児童クラブを併設。			
	防災性	指指定避難所・指定緊急避難場所 ドクターヘリの離着陸場として利用。			
	根 拠	小学校設置基準 設置条例あり (寒河江市立学校の設置等に関する条例)			
	安全性	—			

NO. 7 高松小学校					
建築年	昭和 56 年	経過年数	43 年	延床面積	4, 819 m ²
短期 (10 年)		中期 (11～20 年)		長期 (21～30 年)	
前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年
維持管理	建替統合	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理
方針	学校施設整備計画に基づき、令和 15 年度 (短期後半) を目途に白岩小学校と醍醐小学校との統合を進め、西部地区の拠点となる小学校を高松小学校敷地内に整備する。				
評価項目	機能性	老朽化に伴う修繕が必要。			
	有効性	放課後児童クラブを併設。 山形県立楯岡特別支援学校寒河江校を併設。			
	防災性	指定避難所・指定緊急避難場所			
	根 拠	小学校設置基準 設置条例あり (寒河江市立学校の設置等に関する条例)			
	安全性	—			

NO. 8 醍醐小学校					
建築年	平成 15 年	経過年数	21 年	延床面積	4, 193 m ²
短期 (10 年)		中期 (11～20 年)		長期 (21～30 年)	
前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年
維持管理	建替統合	(維持管理)	(維持管理)	(維持管理)	(維持管理)
方針	学校施設整備計画に基づき、令和 15 年度 (短期後半) を目途に高松小学校と白岩小学校との統合を進め、西部地区の拠点となる小学校を高松小学校敷地内に整備する。旧校舎を含めた跡地については、地域住民の意向やニーズの把握に努め、地域				

		防災拠点となる避難所など地域に必要な機能に十分配慮し、地域コミュニティの拠点となる施設など活用方法を検討する。
評価項目	機能性	—
	有効性	放課後児童クラブを併設。
	防災性	指定避難所・指定緊急避難場所 ドクターヘリの離着陸場として利用。
	根拠	小学校設置基準 設置条例あり（寒河江市立学校の設置等に関する条例）
	安全性	急傾斜警戒区域

NO.9 白岩小学校					
建築年	昭和 57 年	経過年数	42 年	延床面積	3,572 m ²
短期（10 年）		中期（11～20 年）		長期（21～30 年）	
前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年
維持管理	建替統合	（維持管理）	（維持管理）	（維持管理）	（維持管理）
方針	学校施設整備計画に基づき、令和 15 年度（短期後半）を目途に高松小学校と醍醐小学校との統合を進め、西部地区の拠点となる小学校を高松小学校敷地内に整備する。旧校舎を含めた跡地については、地域住民の意向やニーズの把握に努め、地域防災拠点となる避難所など地域に必要な機能に十分配慮し、地域コミュニティの拠点となる施設など活用方法を検討する。				
評価項目	機能性	老朽化に伴う修繕が必要。			
	有効性	放課後児童クラブを併設。			
	防災性	指定避難所・指定緊急避難場所 ドクターヘリの離着陸場として利用。			
	根拠	小学校設置基準 設置条例あり（寒河江市立学校の設置等に関する条例）			
	安全性	急傾斜警戒区域			

NO.10 陵東中学校					
建築年	昭和 43 年	経過年数	56 年	延床面積	6,680 m ²
短期（10 年）		中期（11～20 年）		長期（21～30 年）	
前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年
建替統合	（維持管理）	（維持管理）	（維持管理）	（維持管理）	（維持管理）
方針	学校施設整備計画に基づき、教育資源を 1 つに集中し、効率的かつ優良な教育環境を構築していくことが重要であり、令和 11 年度（短期前半）を目途に現在の 3 校を 1 校に統合し、市内全生徒に均質で統一した学校環境を整備していく。旧校舎を含めた跡地については、公共施設の代替地としての利用等も検討する。				
評価項目	機能性	大規模改修工事を実施済。			
	有効性	—			
	防災性	指定避難所・指定緊急避難場所 ドクターヘリの離着陸場として利用。			

	根 拠	中学校設置基準 設置条例あり（寒河江市立学校の設置等に関する条例）
	安全性	－

NO.11 陵南中学校					
建築年	昭和 46 年	経過年数	53 年	延床面積	8,967 m ²
短期（10 年）		中期（11～20 年）		長期（21～30 年）	
前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年
建替統合	（維持管理）	（維持管理）	（維持管理）	（維持管理）	（維持管理）
方針	学校施設整備計画に基づき、教育資源を 1 つに集中し、効率的かつ優良な教育環境を構築していくことが重要であり、令和 11 年度（短期前半）を目途に現在の 3 校を 1 校に統合し、市内全生徒に均質で統一した学校環境を整備していく。旧校舎を含めた跡地については、公共施設の代替地としての利用等も検討する。				
評価項目	機能性	大規模改修工事を実施済。			
	有効性	－			
	防災性	指定避難所・指定緊急避難場所 ドクターヘリの離着陸場として利用。			
	根 拠	中学校設置基準 設置条例あり（寒河江市立学校の設置等に関する条例）			
	安全性	－			

NO.12 陵西中学校					
建築年	昭和 51 年	経過年数	48 年	延床面積	5,701 m ²
短期（10 年）		中期（11～20 年）		長期（21～30 年）	
前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年
建替統合	（維持管理）	（維持管理）	（維持管理）	（維持管理）	（維持管理）
方針	学校施設整備計画に基づき、教育資源を 1 つに集中し、効率的かつ優良な教育環境を構築していくことが重要であり、令和 11 年度（短期前半）を目途に現在の 3 校を 1 校に統合し、市内全生徒に均質で統一した学校環境を整備していく。旧校舎を含めた跡地については、公共施設の代替地としての利用等も検討する。				
評価項目	機能性	大規模改修工事を実施済。			
	有効性	－			
	防災性	指定避難所・指定緊急避難場所 ドクターヘリの離着陸場として利用。			
	根 拠	中学校設置基準 設置条例あり（寒河江市立学校の設置等に関する条例）			
	安全性	浸水想定区域			

NO. 13 旧幸生小学校					
建築年	昭和 62 年	経過年数	37 年	延床面積	2,889 m ²
短期（10 年）		中期（11～20 年）		長期（21～30 年）	
前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年	前半 5 年	後半 5 年
維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理
方針	令和 2 年度末で閉校し、現在、体育館を試験的にスケートボード練習施設として一般に貸し出しするなど活用している。地域の要望や幸生地区の指定避難所に指定していることも踏まえ、施設の活用方法を検討する。				
評価項目	機能性	老朽化に伴う修繕が必要。			
	有効性	－			
	防災性	指定避難所・指定緊急避難場所 ドクターヘリの離着陸場として利用。			
	根 拠	－			
	安全性	土砂災害警戒区域			